

# **令和6年度第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会**

日時： 令和6年9月9日（月）14:00～15:30  
場所： トーサイクラシックホール岩手（県民会館）  
第1会議室

## **次 第**

1 開 会

2 会長、副会長の選出

3 報 告

岩手県子ども・子育て支援事業計画（2020～2024）の進捗状況について

4 議 題

第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画素案について

5 閉 会

**令和6年度第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会 出席者名簿**

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの保護者	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会長	元居 桂子	
子ども・ 子育て支援 事業者	保育	日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
	教育	岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	高橋 聰	
その他知事が 必要と認めるもの	行政	花巻市健康福祉部こども課	課長	松原 弘明	

**【事務局】**

部局名	課室名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援室	子育て支援担当課長	才川 拓美
		主任主査	目時 麻由
		主査	村木 美保
		主任	菅崎 裕平
		主事	樋沢 有途

**【関係室課】**

部局名	課室名	職 名	氏 名
ふるさと振興部	学事振興課	主事	澤田 珠羽
環境生活部	若者女性協働推進室	特命課長	平野 朋子
保健福祉部	健康国保課	主査	岡本 正彦
保健福祉部	障がい保健福祉課	主任主査	内藤 和宏
商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	主事	菊池 映美
教育委員会事務局	学校教育室	主任指導主事	吉田 澄江

# **岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2020～2024） の実施状況**

# 【岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2020～2024)】

## 1 策定の趣旨

国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、**教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保**その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるもの。

## 2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

## 3 計画内容

- (1) 区域の設定
- (2) 各年度の量の見込と提供体制、実施時期
- (3) 認定こども園の普及
- (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
- (5) 実施者・従事者の確保及び資質向上
- (6) 専門的な知識・技術を要する支援
- (7) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- (8) 教育・保育情報の公表
- (9) 職業生活と家庭生活の両立

## 4 計画の点検及び評価

各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)について点検、評価し、その結果を公表します。

# 施策の取組状況

項目	進捗状況／主な取組																													
○ 各年度の量の見込と提供体制、実施時期 各年度における教育・保育の量の見込み 並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>【保育所等(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業)における確保の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td>9,320人</td> <td>8,204人</td> <td>9,338人</td> <td>7,766人</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>18,671人</td> <td>18,542人</td> <td>18,670人</td> <td>18,085人</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>14,637人</td> <td>13,932人</td> <td>14,676人</td> <td>13,607人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42,628人</td> <td>40,678人</td> <td>42,684人</td> <td>39,458人</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度		令和5年度		計画	実績	計画	実績	1号認定	9,320人	8,204人	9,338人	7,766人	2号認定	18,671人	18,542人	18,670人	18,085人	3号認定	14,637人	13,932人	14,676人	13,607人	計	42,628人	40,678人	42,684人	39,458人
	令和4年度		令和5年度																											
	計画	実績	計画	実績																										
1号認定	9,320人	8,204人	9,338人	7,766人																										
2号認定	18,671人	18,542人	18,670人	18,085人																										
3号認定	14,637人	13,932人	14,676人	13,607人																										
計	42,628人	40,678人	42,684人	39,458人																										
○ 認定こども園の普及 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	<p>【認定こども園の設置数(4月1日時点)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <th>実績</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【うち幼保連携型認定こども園設置数】      令和4年4月1日現在 118施設(前年度比 +9 )      令和5年4月1日現在 126施設(前年度比 +8 )</p>	令和4年度		令和5年度		目標	実績	目標	実績	2	9	1	9																	
令和4年度		令和5年度																												
目標	実績	目標	実績																											
2	9	1	9																											
○ 実施者・従事者の確保及び資質向上 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上	<p>【実施者・従事者に対する研修】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>R4受講者数</th> <th>R5受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園等初任者研修</td> <td>42</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>幼稚園等中堅教諭等資質向上研修</td> <td>24</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>潜在保育士再就職支援研修</td> <td>32</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>放課後児童支援員認定資格研修</td> <td>217</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保育士・保育所支援センターによる保育施設と潜在保育士のマッチング】      令和4年度：110件 令和5年度：100件</p>	研修名	R4受講者数	R5受講者数	幼稚園等初任者研修	42	38	幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	24	19	潜在保育士再就職支援研修	32	28	放課後児童支援員認定資格研修	217	190														
研修名	R4受講者数	R5受講者数																												
幼稚園等初任者研修	42	38																												
幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	24	19																												
潜在保育士再就職支援研修	32	28																												
放課後児童支援員認定資格研修	217	190																												

# 施策の取組状況

項目	進捗状況／主な取組												
<p>○ 専門的な知識・技術を要する支援 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携</p>	<p><b>【児童相談所への児童福祉司配置数】</b> 令和4年度 57名(前年度比 +3) 令和5年度 62名(前年度比 +5)</p> <p><b>【ひとり親家庭等就業・自立支援センター就業相談員による対応】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業訪問</td><td>48</td><td>48</td></tr> <tr> <td>関係機関訪問</td><td>29</td><td>33</td></tr> <tr> <td>養育費相談件数</td><td>358</td><td>316</td></tr> </tbody> </table> <p><b>【発達障がい者支援センターにおける相談支援】</b> 令和4年度： 3,184件 令和5年度： 3,624件</p> <p><b>【県立特別支援学校における外部からの教育相談】</b> 令和4年度： 1,903件 令和5年度： 2,112件</p>	項目	令和4年度	令和5年度	企業訪問	48	48	関係機関訪問	29	33	養育費相談件数	358	316
項目	令和4年度	令和5年度											
企業訪問	48	48											
関係機関訪問	29	33											
養育費相談件数	358	316											
<p>○ 職業生活と家庭生活の両立 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p>	<p><b>【経営者・管理職向け女性活躍セミナー】</b> 令和4年度 2回開催、延べ147人参加 令和5年度 2回開催、延べ121人参加</p> <p><b>【企業の経営者や人事労務管理担当者等を対象とした働き方改革に係る研修会】</b> 令和4年度 6回開催、延べ 151人参加 令和5年度 6回開催、延べ 125人参加</p>												

## 第2期岩手県子ども・子育て支援事業計画 実施状況一覧

## 1 区域の設定

(金額単位:千円)

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。 県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。	子ども子育て支援室						

## 2 各年度の量の見込と提供体制、実施時期（各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期）

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表1-1及び別表1-2の「量の見込」欄のとおりとします。 なお、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度的目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行なう方針とします。 県全域及び設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表1-1及び別表1-2の「確保の内容」欄のとおりとします。	子ども子育て支援室	・教育・保育の提供体制の確保の内容（計画値）及び実績（R4.4.1現在）は次のとおりです。 1号認定 計画値 9,320人 実績 8,204人 2号認定 計画値18,671人 実績18,542人 3号認定 計画値14,637人 実績13,932人 ※ 特定教育・保育施設における確保の内容。			・教育・保育の提供体制の確保の内容（計画値）及び実績（R5.4.1現在）は次のとおりです。 1号認定 計画値 9,338人 実績 7,766人 2号認定 計画値18,670人 実績18,085人 3号認定 計画値14,676人 実績13,607人 ※ 特定教育・保育施設における確保の内容。		

## 3 認定こども園の普及（子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容）

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表2のとおりとします。	子ども子育て支援室	・認定こども園の目標設置数及び実績は次のとおりです。 目標設置数 2か所 実績 9か所 ・認定こども園の設置状況や設置の手続き等について、県のホームページを通じて情報提供を行いました。 ・認定こども園の施設整備を支援しています。 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。 そのため、県は、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対しては、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。 また、幼保連携型認定こども園は、認可手続きを簡素化した制度改革の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。	児童福祉施設等整備費補助（認定こども園施設整備費補助）	84,681	・認定こども園の目標設置数及び実績は次のとおりです。 目標設置数 1か所 実績 8か所 ・認定こども園の設置状況や設置の手続き等について、県のホームページを通じて情報提供を行いました。 ・認定こども園の施設整備を支援しています。 （補助件数：8件） ・県内の幼保連携型認定こども園は126施設となりました。（R5.4.1現在、対前年度比+8施設）		
(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に関する基本的考え方 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。	子ども子育て支援室	・認定こども園の施設整備を支援しています。 （補助件数：14件） ・県内の幼保連携型認定こども園は118施設となりました。（R4.4.1現在、対前年度比+9施設）	子育て支援対策臨時特例事業費補助	111,533	※令和5年4月1日までの家庭庁の創設に伴い、認定こども園向け施設整備補助金の一元化を目的に「就学前教育・保育施設整備交付金」を創設し、国直轄事業として実施しています。		
(3) 幼稚園教諭と保育士の共同研修に対する支援等 本県においては、これまで園長等運営管理協議会等、幼稚園と保育所の合同研修を実施してきていますが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まるところから、同研修の充実に努めます。	教委事務局 学校教育室	・幼稚園教諭、保育士、保育教諭を対象として幼稚園教育の理解・発展推進事業に係る研修会を実施しました。幼稚園教育要領等の適切な実施、幼児教育の動向や研修者のニーズを踏まえ、研修の充実に努めました。（園長等運営管理協議会、保育技術研修会、市町村幼児教育推進協議会）（4研修会、計425名参加）  ・幼児教育指導資料を作成し、幼稚園等の関係機関に配布し、幼児教育の向上に努めました。	幼児教育の理解・発展推進事業	537	・幼稚園教諭、保育士、保育教諭を対象として幼稚園教育の理解・発展推進事業に係る研修会を実施しました。幼稚園教育要領等の適切な実施、幼児教育の動向や研修者のニーズを踏まえ、研修の充実に努めました。（園長等運営管理協議会、保育技術研修会、市町村幼児教育推進協議会）（4研修会、計444名参加）  ・幼児教育指導資料を作成し、幼稚園等の関係機関に配布し、幼児教育の向上に努めました。	幼児教育の理解・発展推進事業	572
(4) 教育・保育及び地域こども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策 各々の子ども・子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を推進していきます。	子ども子育て支援室	・就学前教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、いわて幼稚園教育センターにおいて、保育者を対象とした各種研修会の実施、幼児教育専門による訪問支援、就学前教育に係る情報紙の発行等を行いました。	幼稚園教育推進費	165	・就学前教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、いわて幼稚園教育センターにおいて、保育者を対象とした各種研修会の実施、幼児教育専門による訪問支援、就学前教育に係る情報紙の発行等を行いました。	幼稚園教育推進費	165
(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策 質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。		・新任保育士の資質向上のための研修会を実施しました。（1回、58名参加） ・放課後児童支援員の資質向上のための研修会を実施しました。（1回、70名参加） ・事業者及び関係機関同士の円滑な連携のため、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村に対し、必要な助言等を行いました。	施設型給付費負担金	7,126,273	・幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善の推進のため、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村に対し必要な財政支援等を行いました。（施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金、地域子ども・子育て支援事業交付金） ・新任保育士の資質向上のための研修会を実施しました。（1回、60名参加） ・放課後児童支援員の資質向上のための研修会を実施しました。（1回、50名参加） ・事業者及び関係機関同士の円滑な連携のため、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村に対し、必要な助言等を行いました。	施設型給付費負担金	7,525,633
特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行なうことが求められます。		・地域子ども・子育て支援事業交付金	595,862	・施設型給付費等補助金	595,862	・施設型給付費等補助金	612,256
また、地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の連携が必要です。		・児童福祉施設等整備費補助（認定こども園施設整備費補助）	84,681	・地域子ども・子育て支援事業交付金	1,853,253	・地域子ども・子育て支援事業交付金	1,903,312
県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。		・子育て支援対策臨時特例事業費補助	111,533	・児童福祉施設等整備費補助（児童館等施設整備費補助）	63,214	・児童福祉施設等整備費補助（児童館等施設整備費補助）	57,803
幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。また、保育を必要とする子どもが小学校就学前に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。		・児童福祉研修事業費	19,005	・児童福祉研修事業費	19,005	・児童福祉研修事業費	18,909

			地域子育て活動推進事業費	2,042		地域子育て活動推進事業費	2,014
--	--	--	--------------	-------	--	--------------	-------

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施（子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携）

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、市町村が実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等に際し、県が保有する施設等の情報の共有等を通じて、その取組を支援します。	子ども子育て支援室	・子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村に対し必要な情報提供及び財政支援を行いました。	施設等利用費負担金	40,646	・子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村に対し必要な情報提供及び財政支援を行いました。	施設等利用費負担金	38,174

5 実施者・従事者の確保及び資質向上（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上）

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。 県は「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、保育所と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。 また、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備等に必要な費用の貸付を行います。 さらに、職員給与の改善等で待遇改善を図り、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。 加えて、県内の保育士養成施設及び公共職業安定所等との連絡会議を通じ、相互の連携を図り就業の促進に努めます。 幼保連携認定なども園に従事する保育教諭については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが必要であることから、令和6年度まで期間が延長された片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するため特例措置について、対象者に周知を行うなど、その免許又は資格の取得を促進しています。 また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保に向けた資格取得のために必要な研修に取り組みます。 特定教育・保育施設に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。また、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上については、放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施とともに、市町村が実施する研修等の支援を行います。	教委事務局 学校教育室  子ども子育て 支援室	・教育公務員特例法の規定に基づき、現職教育の一貫として教諭等の資質向上を図ることを目的として幼稚園等初任者研修、幼稚園等中堅教諭等資質向上研修を実施しました。総合教育センターで実施する園外研修については、私立幼稚園教諭、認定こども園保育教諭、保育所保育士の研修希望を積極的に受け入れて実施しました。（初任者研修42名、中堅研24名）	幼稚園等初任者研修事業	1,453	・教育公務員特例法の規定に基づき、現職教育の一貫として教諭等の資質向上を図ることを目的として幼稚園等初任者研修、幼稚園等中堅教諭等資質向上研修を実施しました。総合教育センターで実施する園外研修については、私立幼稚園教諭、認定こども園保育教諭、保育所保育士の研修希望を積極的に受け入れて実施しました。（初任者研修38名、中堅研19名）	幼稚園等初任者研修事業	801
		・保育士・保育所支援センターにおいて、保育士養成施設や公共職業安定所等と連携を図り、マッチングを行っています。 (マッチング件数：110件) ・保育士資格の取得を目指す学生を対象に修学資金の貸付けを行いました。 (新規貸付：29件) ・保育士等の給与の改善等の取組に対して支援しました。 (特定教育・保育施設等の処遇改善等加算Ⅰ 実施率100%) ・新任保育士の資質向上のための研修会を実施しました。 (1回、58名参加) ・潜在保育士の就業支援のための研修会を実施しました。 (3回、32名参加) ・保育教諭確保のため、保育士資格取得の支援を行っています。 (事業実施計画採択件数5件 (予算枠)) ・放課後児童支援員の資格取得のための研修会を実施しました。 (4回、217名受講) ・放課後児童支援員の資質向上のための研修会を実施しました。 (1回、70名参加) ・市町村が実施する研修に対して支援しました。 (実施市町村数 9市町)	保育対策総合支援事業費	100,093	・保育士・保育所支援センターにおいて、保育士養成施設や公共職業安定所等と連携を図り、マッチングを行っています。 (マッチング件数：100件) ・保育士資格の取得を目指す学生を対象に修学資金の貸付けを行いました。 (新規貸付：30件) ・保育士等の給与の改善等の取組に対して支援しました。 (特定教育・保育施設等の処遇改善等加算Ⅰ 実施率100%) ・新任保育士の資質向上のための研修会を実施しました。 (1回、66名参加) ・潜在保育士の就業支援のための研修会を実施しました。 (4回、28名参加) ・保育教諭確保のため、保育士資格取得の支援を行っています。 (補助実績1件) ・放課後児童支援員の資格取得のための研修会を実施しました。 (4回、190名受講) ・放課後児童支援員の資質向上のための研修会を実施しました。 (1回、50名参加) ・市町村が実施する研修に対して支援しました。 (実施市町村数 9市町)	保育対策総合支援事業費	133,456
		児童福祉研修事業費	19,005		児童福祉研修事業費	18,909	
		地域子育て活動推進事業費	2,042		地域子育て活動推進事業費	2,014	

6 専門的な知識・技術を要する支援（子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携）

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
(1) 児童虐待防止対策の充実	子ども子育て支援室	・国の児童相談所体制強化プランに基づき、児童相談所に児童福祉司を57名配置しました。（前年比3名の増） ・児童福祉司等義務研修を開催し、対応力の向上に努めました。 ①任用前講習会（修了者7名） ②任用後研修（修了者11名） ③スバーバイザー養成研修（7名受講） ④保護児童対策地域協議会調整担当者研修（24名受講） ・国が適用する子ども家庭相談に関するSNS相談システムの稼働に向けて、準備を進めています。	児童養育支援ネットワーク事業費	20,093	・国の児童相談所体制強化プランに基づき、児童相談所に児童福祉司を62名配置しました。（前年比5名の増） ・児童福祉司等義務研修を開催し、対応力の向上に努めました。 ①任用前講習会（修了者12名） ②任用後研修（修了者7名） ③指導教育担当児童福祉司任用前研修（6名受講） ④保護児童対策地域協議会調整担当者研修（18名受講） ・国が適用する「虐待防止のためのSNS相談支援システム」を活用し、SNSによる相談対応を実施した。	児童養育支援ネットワーク事業費	22,524
		・令和3年度に改築した宮古児童相談所について、旧建物の解体・撤去、外構等の工事を実施しました。	宮古児童相談所整備事業費	539,136	R4で事業終了	宮古児童相談所整備事業費	
		・「児童虐待防止アクションプラン（2021-2025）」に基づき、児童虐待の予防、早期発見、早期対応への取り組みを進めました。 ・児童相談所と警察との連携強化のため、合同訓練を実施。今年度は県内4ヶ所で分散開催し、教育機関も参画し、児童からの相談、学校から児童相談所への通告、児童相談所の対応までの一連の流れについて訓練を実施しました。 ・児童虐待防止等について県民等への啓発を図るために開催している「子ども虐待防止フォーラム」において、今年度は、脳科学の観点から児童虐待防止を考えるというテーマで講演を実施しました。 参加者数：72名	児童養育支援ネットワーク事業費	20,093	・「児童虐待防止アクションプラン（2021-2025）」に基づき、児童虐待の予防、早期発見、早期対応への取り組みを進めました。 ・児童相談所と警察との連携強化のため、巡回検査の合同訓練を実施。訓練終了後には、児童相談所と警察の連携会議を開催し、意見交換などを実施しました。 ・児童虐待防止等について県民等への啓発を図るために開催している「子ども虐待防止フォーラム」において、今年度は「こどもに手をあげてしまう親のこころ」をテーマに講演を実施しました。 参加者数：118名	児童養育支援ネットワーク事業費	22,524

		<p>・育児不安を抱える妊産婦への相談対応などに従事する市町村保健師等の資質向上を図るために、各保健所において「妊産婦メンタルヘルスケア研修会・事例検討会」を開催しました。</p> <p>・保健所では、産科医療機関等の医師、助産師、市町村保健師などを参集した連絡会等を開催し、産後うつに対する支援体制を検討するなど、地域の産後うつ対策の取組の推進を図りました。</p> <p>・各市町村において、医療機関と連携を図りながら、妊婦健診や質問票を用いた産後うつ病に係る対応、乳児家庭全戸訪問事業や養育訪問支援事業等を実施し、妊産婦及び乳幼児に係る要支援家庭への支援を実施しました。</p>	<p>生涯を通じた女性の健康支援事業</p>	6,010	<p>・育児不安を抱える妊産婦への相談対応などに従事する市町村保健師等の資質向上を図るために、各保健所において「妊産婦メンタルヘルスケア研修会・事例検討会」を開催しました。</p> <p>・保健所では、産科医療機関等の医師、助産師、市町村保健師などを参集した連絡会等を開催し、産後うつに対する支援体制を検討するなど、地域の産後うつ対策の取組の推進を図りました。</p> <p>・各市町村において、医療機関と連携を図りながら、妊婦健診や質問票を用いた産後うつ病に係る対応、乳児家庭全戸訪問事業や養育訪問支援事業等を実施し、妊産婦及び乳幼児に係る要支援家庭への支援を実施しました。</p>	性と健康の相談センター事業	4,346
項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
(2) 社会的養護体制の充実	子ども子育て支援室	<p>・各児童相談所、乳児院・児童養護施設、県里親会との連携体制に加え、今年度、里親養育包括支援機関（フォースタリング機関）を委託設置し、里親リクリートや研修から委託後の相談支援体制の強化の取組を進めています。</p> <p>里親新規登録数 15組</p>	里親委託促進事業費	17,801	<p>・各児童相談所、乳児院・児童養護施設、県里親会との連携体制に加え、今年度、里親養育包括支援機関（フォースタリング機関）を委託設置し、里親リクリートや研修から委託後の相談支援体制の強化の取組を進めています。</p> <p>里親新規登録数 22組</p>	里親委託促進事業費	18,103
		<p>児童養護施設等を退所し、進学・就職する者の生活安定と円滑な自立に資するための相談支援を実施するとともに、措置解除後も引き続き施設や里親を利用する際の居住費・生活費を支給しました。</p> <p>支援対象児童 35名（年度末退所）</p>	社会的養護自立支援事業費	13,891	<p>児童養護施設等を退所し、進学・就職する者の生活安定と円滑な自立に資するための相談支援を実施するとともに、措置解除後も引き続き施設や里親を利用する際の居住費・生活費を支給しました。</p> <p>支援対象児童 54名</p>	社会的養護自立支援事業費	14,312
		<p>児童養護施設等を退所し、進学・就職する者の生活安定と円滑な自立に資するため、家賃・生活費等の貸付を行いました。</p> <p>貸付件数 22件</p>	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	1,281	<p>児童養護施設等を退所し、進学・就職する者の生活安定と円滑な自立に資するため、家賃・生活費等の貸付を行いました。</p> <p>貸付件数 27件（R5.8現在）</p>	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	1,129
		<p>児童養護施設等の職員の資質向上を図るため、各施設の指導的な職員を養成する「基幹的職員研修」を開催しています。</p> <p>受講者： 6名</p>	児童養育支援ネットワーク事業費	20,093	隔年で実施するため、R5は実施なし。	児童養育支援ネットワーク事業費	25,643
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	子ども子育て支援室	<p>・母子・父子自立支援員の資質向上のため、東北・北海道ブロック会議及び養育費等の相談に関する研修会へ参加しました。（本県開催）</p> <p>・地域でひとり親家庭等の支援に携わる民生・児童委員などの対応力向上のため、支援者研修会を行いました。</p> <p>・「ひとり親家庭出張個別相談会」を延べ37回実施し、相談機能の充実を図りました。</p>	ひとり親家庭等セルフサポート事業費	5,103	<p>・母子・父子自立支援員の資質向上のため、東北・北海道ブロック会議及び養育費等の相談に関する研修会へ参加しました。（札幌市開催）</p> <p>・地域でひとり親家庭等の支援に携わる民生・児童委員などの対応力向上のため、支援者研修会を行いました。</p> <p>・「ひとり親家庭出張個別相談会」を県内30市町村において延べ38回実施し、34件の相談に応対、相談機能の充実を図りました。</p>	ひとり親家庭等セルフサポート事業費	3,538
		<p>・ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員が企業訪問を行いひとり親家庭の求人開拓を行ったほか、公共職業安定所や市町村等の関係機関に対しひとり親家庭の就業に係る情報提供や情報収集を行います。</p> <p>（企業訪問48件、関係機関訪問29件）</p> <p>・ひとり親家庭の親の資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金は2件、高等職業訓練促進給付金4件支給しました（修了時の一時金給付件数を除く）。</p>	ひとり親家庭等総合相談支援事業	7,214		ひとり親家庭等総合相談支援事業	7,180
		<p>・母子福祉対策費</p>	家庭児童相談室設置費	314		家庭児童相談室設置費	501
		<p>・母子福祉対策費</p>	ひとり親家庭等セルフサポート事業費	8,742	<p>・岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員が企業訪問を行い、ひとり親家庭の求人開拓を行ったほか、公共職業安定所や市町村等の関係機関に対し、ひとり親家庭等の就業に係る情報提供や情報収集を行っています。</p> <p>（企業訪問48件、関係機関訪問33件、求人開拓32件）</p> <p>・ひとり親家庭の親が就職に有利になる資格取得の支援のため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。</p> <p>（実績：自立支援教育訓練給付金1人、高等職業訓練給付金3人）</p>	母子福祉対策費	9,681
		<p>・母子福祉対策費</p>	ひとり親家庭等セルフサポート事業費	5,103		ひとり親家庭等セルフサポート事業費	3,538
		<p>・保育所におけるひとり親家庭の子の優先入所については、H26.9.30付厚労省雇用均等・児童家庭局長通知により各市町村において実施されているほか、地域子ども・子育て支援事業においては、ファミリー・サポート・センター事業などにおいてひとり親家庭の利用希望者を優先的に取り扱うなどの運用がなされています。</p> <p>（地域子育て支援拠点事業実施市町村：29市町村）</p> <p>（子育て短期支援事業実施市町村：8市町）</p> <p>（ファミリー・サポート・センター事業実施市町村：15市町）</p> <p>・放課後児童クラブについて、ひとり親家庭の優先利用の取組みのほか、利用料の軽減措置も講じられています。</p> <p>（利用料軽減措置実施市町村：24市町村）</p> <p>・ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、就業、求職活動、疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を22回派遣しました。</p>	ひとり親家庭等日常生活支援事業費	179	<p>・保育所におけるひとり親家庭の子の優先入所については、H26.9.30付厚労省雇用均等・児童家庭局長通知により各市町村において実施されているほか、地域子ども・子育て支援事業においては、ファミリー・サポート・センター事業などにおいてひとり親家庭の利用希望者を優先的に取り扱うなどの運用がなされています。</p> <p>（地域子育て支援拠点事業実施市町村：29市町村）</p> <p>（子育て短期支援事業実施市町村：7市町）</p> <p>（ファミリー・サポート・センター事業実施市町村：16市町）</p> <p>・放課後児童クラブについては、ひとり親家庭の優先利用の取組みのほか、利用料の軽減措置も講じられています。</p> <p>（利用料軽減措置実施市町村数：21市町村）</p> <p>・ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、就業、求職活動、疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣しました。</p> <p>（利用回数9回、38単位）</p>	ひとり親家庭等日常生活支援事業費	90
		<p>・地域子ども・子育て支援事業交付金</p>	地域子ども・子育て支援事業交付金	1,853,253		地域子ども・子育て支援事業交付金	1,903,312
		<p>・母子福祉対策費</p>	母子福祉対策費	8,742	<p>・ひとり親家庭等就業・自立支援センターの養育費相談員が養育費相談を行ったほか、ひとり親家庭の親を対象とした就業支援講習会の中で養育費についての情報提供を行っています。（相談件数 358件）</p> <p>・岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による無料法律相談を50回実施し、66件の相談に対応しています。</p>	母子福祉対策費	9,681
		<p>・母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。</p> <p>・児童扶養手当を支給します（8,602世帯）。</p>	母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金	232,702	<p>・母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。</p> <p>・児童扶養手当を支給します（R6.3時点8,147世帯）。</p>	母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金	295,046

		児童扶養手当支給事業費	726,607		児童扶養手当支給事業費	700,851	
健康国保課	ひとり親家庭における適正な医療を確保するため、市町村に対して事業にかかる経費の1/2を補助している。 R4補助額 236,648千円	ひとり親家庭医療費助成事業	236,648	ひとり親家庭における適正な医療を確保するため、市町村に対して事業にかかる経費の1/2を補助している。 R5補助実績額 255,623千円	ひとり親家庭医療費助成事業	255,623	
項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
(4) 子どもの貧困対策の推進  子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、「子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を、市町村等の関係機関と連携して、総合的に推進します。	子ども育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所ネットワークいわてのコーディネーターを1名から2名に増員し、「子どもの居場所」の新規開設や運営継続等に関する支援を実施しました。</li> </ul> <p>被災児童への支援について、定期的な実態把握、親族里親への支援、被災した子どもの心のケアを継続して実施しました。            ・親族里親等への委託            委託児童数： 6名            委託里親数： 5組            ・里親サロン            県里親会に委託し、宮古、釜石、気仙の3地区で開催            開催数： 9回            ・いわてこどもケアセンター            岩手医科大学附属病院児童精神科と密接な連携を図りながら、巡回相談、研修事業等を継続して実施。            巡回相談件数：延べ 2,137件</p>	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業費	8,470	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所ネットワークいわてのコーディネーター2名により、「子どもの居場所」の新規開設や運営継続等に関する支援を実施しました。</li> <li>・次期「子どもの幸せ応援計画」等の策定や支援施策検討のための基礎データ収集のために、小学5年生・中学生2年生とその保護者全てを対象として、アンケート調査を実施しました。</li> </ul>	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業費	10,131
(5) 障がい児施策の充実等  障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や地域支援体制の整備、相談支援の提供体制の確保を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。  障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。	障がい保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育センター相談支援部（障がい児療育支援事業「ソスカ」）が21市町村の発達支援関係者ミーティングに参加し、助言等を実施しました。</li> <li>・岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議（2回）の場を通じて、施設、医療関係者から意見を聴取しながら、岩手県立療育センターが中核となり、入所施設や医療機関との連携による支援ネットワークの構築を図りました。</li> <li>・医療的ケア児支援法に基づき、「岩手県医療的ケア児支援センター」を設置し、156件の相談に対応しました。</li> <li>・発達障がい者支援センターにおいて、「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、各地域を巡回し、技術的支援を実施しました。また、相談支援の実施（3,184件）、研修の実施（73回）、連絡協議会の開催など関係機関等の連携に係る活動（138件）等を実施しました。</li> <li>・支援ニーズが増大する在宅の重症心身障がい児・者及び発達障がい児・者に対し、一定の支援は地域で提供できるようにするために、障害福祉サービス事業所に勤務する看護職や相談支援事業所等に勤務する相談支援専門員を対象に支援者育成事業を実施しました。</li> <li>・医療的ケアを提供する看護職を対象に、成人とは異なる小児の障がい特性等への対応に重点を置いた実技研修を実施しました。</li> <li>・家族支援体制の整備のため「ペアレンツメンター養成事業」及び「ペアレンツトレーニング」の研修を実施しました。</li> <li>・発達障がい児が日頃より受診する小児科等の主治医（かかりつけ医）に対する研修を2月19日に実施（オンライン配信も実施）し、対応力向上を図りました。</li> </ul>	発達障がい児等支援事業費	1,592	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育センター相談支援部が市町村の発達支援関係者ミーティングに参加し、助言等を実施しました。</li> <li>・岩手県障がい者自立支援協議会療育部会（1月23日開催）、岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議（8月24日及び2月5日開催）等の場を通じて、施設、医療関係者から意見を聴取しながら、岩手県立療育センターが中核となり、入所施設や医療機関との連携による支援ネットワークの構築を図りました。</li> <li>・医療的ケア児支援法に基づき、「岩手県医療的ケア児支援センター」を設置し、284件の相談に対応しました。</li> <li>・発達障がい者支援センターにおいて、「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、各地域を巡回し、技術的支援を実施しました。また、令和5年度で、相談支援の実施（3,624件）、研修の実施（185件）、連絡協議会の開催など関係機関等の連携に係る活動（190件）等を実施しました。</li> <li>・支援ニーズが増大する在宅の重症心身障がい児・者及び発達障がい児・者に対し、一定の支援は地域で提供できるようにするために、障害福祉サービス事業所に勤務する看護職や相談支援事業所等に勤務する相談支援専門員を対象に支援者育成事業を実施しました。</li> <li>・医療的ケアを提供する看護職を対象に、成人とは異なる小児の障がい特性等への対応に重点を置いた実技研修を実施しました。</li> <li>・家族支援体制の整備のため「ペアレンツメンター養成事業」及び「ペアレンツトレーニング」の研修を実施しました。</li> <li>・発達障がい児が日頃より受診する小児科等の主治医（かかりつけ医）に対する研修を12月17日に実施（オンライン配信も実施）し、対応力向上を図りました。</li> </ul>	発達障がい児等支援事業費	1,641
	教委事務局学校教育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立特別支援学校における令和4年度の外部からの教育相談（就学相談、個別指導、学校見学等）の対応件数は1,903件、研修対応件数は77件であり、地域におけるセンターの役割を担い、幼稚園、保育所、小・中学校、義務教育学校、高等学校からの相談・支援要請に積極的に応じました。</li> </ul>	重症心身障がい児（者）等支援事業費	26,632	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立特別支援学校における令和5年度の外部からの教育相談（就学相談、個別指導、学校見学等）の対応件数は2112件、研修対応件数は84件であり、地域におけるセンターの役割を担い、幼稚園、保育所、小・中学校、義務教育学校、高等学校からの相談・支援要請に積極的に応じました。</li> </ul>	重症心身障がい児（者）等支援事業費	28,155

#### 7 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
子ども・子育て支援事業計画作成時の調整  ア 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、関係市町村と調整を行います。 イ 県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。 (ア) 調整の方法は、以下のとおりとします。 (ア) 調整を必要とする市町村は、県に調整を求める文書を提出します。 (イ) 県は、要請に基づき関係市町村と協議、調整を行います。	子ども子育て支援室						

## 8 教育・保育情報の公表

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法人や特定教育・保育施設の基本情報について県ホームページを通じ公表します。	子ども子育て支援室	・法人や特定教育・保育施設等の基本情報について、県ホームページに掲載したほか、地域の認定こども園や保育所、幼稚園などの情報を検索できる「子ども・子育て支援情報公表システム」を通じた情報提供を行っています。			・法人や特定教育・保育施設等の基本情報について、県ホームページに掲載したほか、地域の認定こども園や保育所、幼稚園などの情報を検索できる「子ども・子育て支援情報公表システム」を通じた情報提供を行っています。		

## 9 職業生活と家庭生活の両立（労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携）

項目	担当室課等	令和4年度実施状況	関連事業名	決算額	令和5年度実施状況	関連事業名	決算額
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ア 各種セミナーの開催等により「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めます。 イ 関係機関と連携し、育児休暇や子どもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の表彰、認証等を行います。 ウ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。	若者女性協働推進室	<p>・経営者・管理職向け女性活躍セミナー（オンライン・11/9開催84名参加、12/8開催63名参加）及びワークライフバランス出前講座（講師派遣、15社）を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っています。</p>	いわて女性活躍支援強化事業費	9,722	<p>・経営者・管理職向け女性活躍セミナー（オンライン・11/9開催60名参加、11/21開催61名参加）を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っています。</p>	いわて女性活躍支援強化事業費	10,298
	定住推進・雇用労働室	<p>・男性側の働き方の見直しや家事・育児への参画を促進により、女性側の家事・育児等の負担を軽減し女性活躍推進に繋げるため、いわて女性活躍企業等認定制度ステップ2の認定企業等を対象にした「男性社員のワーク・ライフ・バランスモデル創出業務委託」を行い、今年度は4社へ委託を実施するとともに、男性社員のワーク・ライフ・バランス推進セミナー（オンライン・2/14開催52名参加）を開催して取組の成果発表を行い、県内企業への推進を図っています。</p>	いわてワーク・ライフ・バランス促進強化事業費	5,511	令和4年度で終了		
	子ども子育て支援室	<p>・企業の経営者や人事労務管理担当者等を対象とした働き方改革に係る研修会等を開催したほか、優れた取組の表彰や事例発表により普及啓発に取り組みました。 (研修会等：6回、151人参加（実績）)</p>	いわて働き方改革加速化推進事業費	9,581	<p>・企業の経営者や人事労務管理担当者等を対象とした働き方改革に係る研修会等を開催したほか、優れた取組の表彰や事例発表により普及啓発に取り組みました。 (研修会等：6回、125人参加)</p>	いわて働き方改革加速化推進事業費	8,165
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備		<p>・「いわて子育てにやさしい企業等」認証の拡大を図るため、優遇措置の見直し・拡充のほか、企業等訪問による働きかけを実施しました。 (認証件数計64件)</p> <p>・「いわて子育てにやさしい企業等」認証の周知に当たり、環境生活部所管の女性活躍推進員の活動と連携を図ったほか、県営建設工事の総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価項目への追加など、認証に係る優遇措置についてアピールしながら、認証の拡大に取り組みました。</p>	子育て応援推進事業	1,306	<p>・「いわて子育てにやさしい企業等」認証の拡大を図るため、優遇措置の見直し・拡充のほか、企業等訪問による働きかけを実施しました。 (認証件数計68件)</p> <p>・「いわて子育てにやさしい企業等」認証の周知に当たり、環境生活部所管の女性活躍推進員の活動と連携を図ったほか、県営建設工事の総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価項目への追加など、認証に係る優遇措置についてアピールしながら、認証の拡大に取り組みました。</p>	子育て応援推進事業	2,946
		<p>・幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善の推進のため、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村に対し必要な財政支援等を行いました。 (施設型給付費等負担金、施設等利用費負担金、施設型給付費等補助金、子ども子育て支援交付金)</p> <p>・保育所の指導監査を実施しました。 (各施設年1回)</p> <p>・認定こども園の県内の設置状況や設置の手続き等について、県のホームページを通じて情報提供を行いました。</p> <p>・認定こども園の施設整備を支援しました。 (補助件数：14件)</p> <p>・特定地域型保育事業は、14市町101か所で実施されました。 (R4.4.1現在)</p> <p>・特定教育・保育施設等が実施する職員給与の改善等の取組に対し、財政負担を行いました。 (特定教育・保育施設等の処遇改善等加算Ⅰ 実施率100%)</p> <p>・岩手県保育士・保育所支援センターにおいて、保育士養成施設や公共職業安定所等と連携を図りながら、保育所と保育士とのマッチングを行いました。 (マッチング件数：110件)</p> <p>・潜在保育士の就業支援のための研修会を実施しました。 (3回、32名参加)</p>	施設型給付費負担金	7,126,273	<p>・幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善の推進のため、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村に対し必要な財政支援等を行いました。 (施設型給付費等負担金、施設等利用費負担金、施設型給付費等補助金、地域子ども・子育て支援事業交付金)</p> <p>・保育所の指導監査を実施しました。 (各施設年1回)</p> <p>・認定こども園の県内の設置状況や設置の手続き等について、県のホームページを通じて情報提供を行いました。</p> <p>・認定こども園の施設整備を支援しました。 (補助件数：8件)</p> <p>・特定地域型保育事業は、14市町101か所で実施されました。 (R4.4.1現在)</p> <p>・特定教育・保育施設等が実施する職員給与の改善等の取組に対し、財政負担を行いました。 (特定教育・保育施設等の処遇改善等加算Ⅰ 実施率100%)</p> <p>・岩手県保育士・保育所支援センターにおいて、保育士養成施設や公共職業安定所等と連携を図りながら、保育所と保育士とのマッチングを行いました。 (マッチング件数：100件)</p> <p>・潜在保育士の就業支援のための研修会を実施しました。 (4回、28名参加)</p>	施設型給付費負担金	7,525,633
			施設等利用費負担金	40,646		施設等利用費負担金	38,174
			施設型給付費等補助金	595,862		施設型給付費等補助金	612,256
			地域子ども・子育て支援事業費	1,853,253		地域子ども・子育て支援事業費	1,903,312
			児童福祉施設等整備費補助（認定こども園施設整備費補助）	84,681			
			子育て支援対策臨時特例事業費補助	111,533			
			保育対策総合支援事業費	100,093		保育対策総合支援事業費	133,456

## 9 計画期間（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間）

本計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。	子ども子育て支援室			
--------------------------------------	-----------	--	--	--

## 10 計画の点検及び評価（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価）

<p>ア 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。</p> <p>評価に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」の第1期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和元年度～令和4年度）において設定している指標により実施します。</p> <p>なお、政策推進プランは令和4年度までを計画期間としていることから、次期アクションプランが策定された時点での、指標や目標値等を置き換えることとします。</p> <p>イ 市町村で認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、市町村の定めた量の見込みと大きく乖離するなどにより、市町村が計画を見直した場合にあっては、県はその見直し状況を踏まえ必要な場合には県計画の見直しを行います。</p>	子ども子育て支援室
--	-----------

## 第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

### 1 計画の概要

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第62条第1項の規定により都道府県が定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。
- ・ 法第60条第1項の規定により内閣総理大臣が定める基本指針（平成26年内閣府告示第159号）に即し、5年を1期として策定。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて策定。（市町村計画における数値を集計したものを基本とする。）

### 2 次期計画の策定方針

#### （1） 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

（現計画：令和2年度～令和6年度（5年間））

#### （2） 策定方針

- ・ 法及び基本指針に定める記載事項について記載。
- ・ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により改正される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項については、計画初年度の令和7年4月1日施行部分は今回策定する計画に記載し、令和8年4月1日施行部分（乳児等のための支援給付など）は法施行後に記載。
- ・ 令和6年度以降の放課後児童対策について（令和6年3月29日付けこ成環第116号、5教地推第179号こども家庭庁育成局育成環境課長及び文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知）により、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込むこととされた「放課後児童対策に関する事項」を追加。

### 3 策定スケジュール

7月 10 日	子ども・子育て会議（部会委員指名、骨子案検討）
9月 9 日	子ども・子育て会議支援計画部会（第2期計画実績報告、素案検討）
11月	子ども・子育て会議支援計画部会（中間案検討）
12月～1月	パブリック・コメント
2月	子ども・子育て会議支援計画部会（最終案検討）
3月	県議会2月定例会常任委員会報告 計画策定

(参考) 岩手県子ども・子育て会議条例（平成25年岩手県条例第69号）

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

## 第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画骨子について

【現行計画】第2期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2020~2024)	
計画策定の趣旨	
1 区域の設定	<p>(1) 設定区域の趣旨</p> <p>(2) 設定区域の内容</p> <p>(3) 設定区域の状況(区域名)</p>
2 各年度の量の見込みと提供体制、実施時期	<p>(各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)</p> <p>(1) 各年度における教育・保育の量の見込み</p> <p>(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p>
	<p>別表1-1 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(県全域)</p> <p>別表1-2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(各区域)</p>
3 認定こども園の普及	<p>(子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)</p> <p>(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期</p> <p>別表2 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期</p> <p>(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方</p> <p>(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等</p> <p>(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策</p> <p>ア 基本的な考え方 イ 推進方策</p> <p>(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策</p> <p>ア 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策 イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策</p>
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	<p>(子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携)</p>
5 實施者・従事者の確保及び資質向上	<p>(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上)</p> <p>(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保</p> <p>(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数</p> <p>(3) 資質の向上のために講ずる措置</p>
6 専門的な知識・技術を要する支援	<p>(子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携)</p> <p>(1) 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(2) 社会的養護体制の充実</p> <p>(3) ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(4) 子どもの貧困対策の推進</p> <p>(5) 障がい児施策の充実等</p>
7 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	<p>子ども・子育て支援事業計画作成時の調整</p>
8 教育・保育情報の公表	
9 職業生活と家庭生活の両立	<p>(労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携)</p> <p>(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</p> <p>(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備</p>
10 計画期間	<p>(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間)</p>
11 計画の点検及び評価	<p>(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価)</p>

基本指針(平成26年内閣府告示第159号) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号) 令和6年度以降の放課後児童対策について(令和6年3月29日付けご成環第116号、5教令推第179号)	
任意記載事項	一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等
基本的記載事項	一 都道府県設定区域の設定
基本的記載事項	<p>二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>(一) 各年度における教育・保育の量の見込み</p> <p>(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p>
令和6年度以降の放課後児童対策について	<p>① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策</p> <p>③ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策</p>
基本的記載事項	<p>三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項</p>
基本的記載事項	<p>四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項</p>
基本的記載事項	<p>五 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上</p> <p>(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保</p> <p>(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数</p> <p>(3) 資質の向上のために講ずる措置</p>
令和6年度以降の放課後児童対策について	<p>② 地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修計画(実施方法、実施回数等)</p>
基本的記載事項	<p>六 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</p> <p>(一) 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(二) 社会的養育の充実・強化</p> <p>(三) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進</p> <p>(四) 障害児施策の充実等</p>
任意記載事項	<p>七 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整</p>
任意記載事項	<p>三 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項 (改正法のうち令和7年4月1日施行部分)</p>
任意記載事項	<p>四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項</p> <p>(一) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)</p> <p>(二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備</p>
任意記載事項	<p>六 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間</p>
任意記載事項	<p>七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価</p>
任意記載事項	<p>五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期</p>

【次期計画】第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(骨子)	
計画策定の趣旨	
1 区域の設定	<p>(1) 設定区域の趣旨</p> <p>(2) 設定区域の内容</p> <p>(3) 設定区域の状況(区域名)</p>
2 各年度の量の見込みと提供体制、実施時期	<p>(各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)</p> <p>(1) 各年度における教育・保育の量の見込み</p> <p>(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p>
	<p>別表1-1 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(県全域)</p> <p>別表1-2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(各区域)</p>
3 放課後児童対策の推進	<p>(放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期)</p> <p>(1) 各年度における教育・保育の量の見込み</p> <p>(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p>
	<p>別表2 放課後児童クラブの量の見込み及び並びに提供体制の確保の内容及び実施時期</p> <p>(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策</p> <p>(3) 福祉部局と教育委員会の連携</p>
4 認定こども園の普及	<p>(子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)</p> <p>(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期</p> <p>別表3 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期</p> <p>(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方</p> <p>(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等</p> <p>(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策</p> <p>ア 基本的な考え方 イ 推進方策</p> <p>(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策</p> <p>ア 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策 イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策</p>
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	<p>(子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携)</p>
6 實施者・従事者の確保及び資質向上	<p>(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上)</p> <p>(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保</p> <p>(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数</p> <p>(3) 資質の向上のために講ずる措置</p>
7 専門的な知識・技術を要する支援	<p>(子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携)</p> <p>(1) 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(2) 社会的養育体制の充実</p> <p>(3) ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>(4) 子どもの貧困対策の推進</p> <p>(5) 障がい児施策の充実等</p>
8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	<p>子ども・子育て支援事業計画作成時の調整</p>
9 教育・保育情報の公表	
10 職業生活と家庭生活の両立	<p>(労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携)</p> <p>(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</p> <p>(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備</p>
11 計画期間	<p>(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間)</p>
12 計画の点検及び評価	<p>(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価)</p>

### 第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画案について

項目	現計画	見直し案	見直しの理由
計画策定の趣旨	<p>岩手県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項に<u>に基づき</u>策定する都道府県計画です。</p> <p>本計画では、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の<u>同法</u>に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるものです。</p> <p>本計画の策定に当たっては、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第3条の基本理念を基本的な考え方と<u>しています</u>。</p>	<p>岩手県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項の規定により策定する都道府県計画です。</p> <p>本計画では、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の<u>子ども・子育て支援法</u>に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるものです。</p> <p>本計画の策定に当たっては、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第3条の基本理念を基本的な考え方と<u>します</u>。</p>	文言整理
<b>1 区域の設定</b>			
(1) 設定区域の趣旨	区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。	区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。	
(2) 設定区域の内容	県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。	県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。	
(3) 設定区域の状況（区域名）	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	
<b>2 各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期</b>			
(各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)			
(1) 各年度における教育・保育の量の見込み	<p>各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表1-1及び別表1-2の「量の見込」欄のとおりとします。</p> <p><u>なお</u>、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。</p>	<p><u>●</u> 各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表1-1及び別表1-2の「量の見込」欄のとおりとします。</p> <p><u>●</u> 幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。</p>	
(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	県全域及び設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表1-1及び別表1-2の「確保の内容」欄のとおりとします。	県全域及び設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表1-1及び別表1-2の「確保の内容」欄のとおりとします。	
別表1-1 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（県全域）			

項目	現計画	見直し案	見直しの理由
別表1－2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（各区域）			
<b>3 放課後児童対策の推進</b>			
(放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期)			
(1) 各年度における放課後児童健全育成事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期		各年度における県全域及び設定区域ごとの放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表2のとおりとします。	
別表2 放課後児童健全育成事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期			
(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策		放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、放課後児童支援員の確保を図るため認定資格研修の実施に取り組みます。	
(3) 福祉部局と教育委員会の連携		小学校・義務教育学校区内における放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するため、保健福祉部と教育委員会が連携し、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進します。	「放課後の子どものが居場所に係る県の推進方針」を踏まえ作成
<b>4 認定こども園の普及</b>			
(子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)			
(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期	県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表2のとおりとします。	県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表3のとおりとします。	骨子案に基づく修正
別表3 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期			
(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方	認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。  <u>そのため、県は、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対しては、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。</u>  <u>また、幼保連携型認定こども園は、認可手続きを簡素化した制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。</u>	・ 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。  ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対し、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。 ・ 中でも、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。	基本指針の記載に基づく文言整理
(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等	本県においては、これまで園長等運営管理協議会等、幼稚園と保育所の合同研修を実施してきているところですが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まるところから、同研修の充実に努めます。	本県においては、これまで園長等運営管理協議会等、幼稚園と保育所の合同研修を実施してきているところですが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まるところから、その充実に努めます。	文言整理
(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策			

項目	現計画	見直し案	見直しの理由
ア 基本的考え方	<p>乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。</p> <p>また、地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、<u>一時預かり事業</u>、病児保育事業等）は、子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て家庭を対象に、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業であり、住民のニーズに応じた適切な事業が実施されることが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。</li> <li>・ 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、<u>利用者支援事業</u>、病児保育事業、<u>産後ケア事業</u>等）は、子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て家庭を対象に、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業であり、住民のニーズに応じた適切な事業が実施されることが必要です。</li> </ul>	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和7年4月1日施行分）を踏まえた追加
イ 推進方策	<p>各々の子どもや子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を推進していきます。</p> <p><u>また、質</u>の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図っていきます。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターの体制整備、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各々の子どもや子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を推進していきます。</li> <li>・ 質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図っていきます。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターの体制整備、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。</li> <li>・ <u>特定教育・保育施設が感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画について、市町村を通じた情報提供等により策定を支援します。</u></li> <li>・ <u>特定教育・保育施設における子どもの安全を確保するため、保育士等による虐待や児童生徒性暴力等の不適切な保育や、事故を防止するため、指導監査や研修の実施等により、市町村と連携して安全管理の徹底を図ります。</u></li> </ul>	
(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策			

項目	現計画	見直し案	見直しの理由
ア 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策	<p>質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。</p> <p><u>特に、</u>教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び<u>放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）</u>の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。</p> <p><u>また、</u>地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。</p> <p><u>県としては</u>、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。</li> <li>・ 教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び<u>放課後児童クラブ等</u>の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。</li> <li>・ 地域型保育事業を行なう者は、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設との連携が必要です。</li> <li>・ 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。</li> </ul>	
イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策	<p>幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。</p> <p><u>県としては</u>、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。</li> <li>・ 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。</li> </ul>	
<b>5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施</b>			
(子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携)			
	子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、市町村が実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等に際し、県が保有する施設等の情報の共有等を通じて、その取組を支援します。	子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、市町村が実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等に際し、県が保有する施設等の情報の共有等を通じて、その取組を支援します。	
<b>6 實施者・従事者の確保及び資質向上</b>			
(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上)			
(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保	質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。	・ 質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。	

項目	現計画	見直し案	見直しの理由
	<p>県は「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、<u>保育所</u>と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。</p> <p>また、保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備等に必要な費用の貸付を行います。</p> <p>さらに、<u>職員給与の改善等</u>処遇改善を図り、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。</p> <p>加えて、<u>県内の保育士養成施設及び公共職業安定所等との連絡会議を通じ、相互の連携を図り就業の促進に努めます。</u></p> <p>幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが必要であることから、<u>令和6年度</u>まで期間が延長された片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置について、対象者に周知を行うなど、その免許又は資格の取得を促進していきます。</p> <p>また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保に向けた資格取得のために必要な研修に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、<u>特定教育・保育施設及び放課後児童クラブ</u>と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。</li> <li>保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備等に必要な費用の貸付を行います。</li> <li><u>キャリアアップ研修の実施により保育士の</u>処遇改善を<u>支援し</u>、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。</li> <li><u>特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業など多様な子育て支援に従事する子育て支援員の育成に取り組みます。</u></li> </ul>	<p>令和6年度から県事業として子育て支援員研修を実施することとしたことに伴う追加</p> <p>県主催ではないため削除</p> <p>特例制度がさらに5年延長され、令和11年度末までとする方向性が示されているため。</p>
(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数			
(3) 資質の向上のために講ずる措置	特定教育・保育施設に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。また、 <u>地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上</u> については、放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施するとともに、市町村が実施する研修等の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定教育・保育施設に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。</li> <li>地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上については、放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施するとともに、市町村が実施する研修等の支援を行います。</li> </ul>	
7 専門的な知識・技術を要する支援 (子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携)			

項目	現計画	見直し案	見直しの理由
(1) 児童虐待防止対策の充実	すべての子どもが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援、児童相談所の体制・専門性強化、関係機関との連携に努めるなど、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援体制の充実に向けた取組を推進します。	すべての子どもが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援、児童相談所の体制・専門性強化、関係機関との連携に努めるなど、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援体制の充実に向けた取組を推進します。	
(2) 社会的養護体制の充実	<u>家庭環境に恵まれず社会的養護</u> を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境で養育されるよう「社会的養育推進計画」に基づき、子どもの権利擁護、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化や高機能化及び多機能化、施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進 <u>等の取組を推進します。</u>	<u>代替養育</u> を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境で養育されるよう「 <u>岩手県</u> 社会的養育推進計画」に基づき、子どもの権利擁護、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化や高機能化及び多機能化、施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進、 <u>被災遭児孤児の家庭への支援等に取り組みます。</u>	文言整理
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を目指し、「 <u>ひとり親家庭等自立促進計画</u> 」に基づき、相談機能や就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実 <u>や被災遭児孤児の家庭への支援の充実</u> に向けて、市町村等の関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援を推進します。	ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を目指し、相談機能や就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実に向け、市町村等の関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援を推進します。	個別計画は次期「子どもプラン」に一本化するため、削除
(4) 子どもの貧困対策の推進	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、「 <u>子どもの貧困対策推進計画</u> 」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を、市町村等の関係機関と連携して、総合的に推進します。	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を、市町村等の関係機関と連携して、総合的に推進します。	個別計画は次期「子どもプラン」に一本化
(5) 障がい児施策の充実等	障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や地域支援体制の整備、相談支援の提供体制の確保を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。	・ 障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向け、関係機関の連携や地域支援体制の整備、 <u>地域における中核的な支援施設としての児童発達支援センターの設置促進など</u> 、相談支援の提供体制の確保を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。	改正児童福祉法に基づき策定された第3期障害児福祉計画から引用。

項目	現計画	見直し案	見直しの理由
	<p>障がい児の通所支援、在宅支援の体制整備に当たっては、認定こども園、幼稚園及び保育所や、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との連携を図ります。</p> <p>障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児の通所支援、在宅支援の体制整備に当たっては、<u>障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、保育所等訪問支援等の活用など</u>、認定こども園、幼稚園及び保育所や、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との連携を図ります。</li> <li>障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。</li> </ul>	
<b>8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整</b>			
	<p>子ども・子育て支援事業計画作成時の調整</p> <p>ア 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、関係市町村と調整を行います。</p> <p>イ 県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。</p> <p>この調整の方法は、以下のとおりとします。</p> <p>(ア) 調整を必要とする市町村は、県に調整を求める文書を提出します。</p> <p>(イ) 県は、要請に基づき関係市町村と協議、調整を行います。</p>	<p>ア 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、関係市町村と調整を行います。</p> <p>イ 県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。</p> <p>この調整の方法は、以下のとおりとします。</p> <p>(ア) 調整を必要とする市町村は、県に調整を求める文書を提出します。</p> <p>(イ) 県は、要請に基づき関係市町村と協議、調整を行います。</p>	
<b>9 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表</b>			
	<p>県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、<u>法人や特定教育・保育施設の基本情報</u>について、県ホームページを通じ公表します。</p>	<p>県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、<u>特定教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報</u>について、県ホームページや<u>国の子ども・子育て支援情報公表システム</u>を通じ公表します。</p>	<p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正</p>
<b>10 職業生活と家庭生活の両立</b>			
(労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携)			

項目	現計画	見直し案	見直しの理由
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	<p>ア 各種セミナーの開催等により「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めます。</p> <p>イ 関係機関と連携し、育児休暇や子どもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の表彰、認証等を行います。</p> <p>ウ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種セミナーの開催等により「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めます。</li> <li>・ 関係機関と連携し、育児休暇や子どもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の表彰、認証等を行います。</li> <li>・ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。</li> </ul>	
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	<p>保育所の運営費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。<u>また、</u>保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。</p> <p><u>また、</u>3歳未満の待機児童を解消するため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を促進します。</p> <p>保育士の確保については、処遇改善など勤労環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付等により、人材の確保に努めます。</p> <p>県は放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等の運営費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。</li> <li>・ 保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。</li> <li>・ 3歳未満の待機児童の解消に向け、保育士の確保や、地域の実情に応じた地域型保育事業の活用を支援します。</li> <li>・ 保育士の確保については、処遇改善など勤労環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付等により、人材の確保に努めます。</li> <li>・ 放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。</li> </ul>	文言整理 待機児童及び利用定員の現状を勘案した修正
<b>11 計画期間</b>			
(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間)			
	本計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。	本計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。	時点修正
<b>12 計画の点検及び評価</b>			
(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価)			
	<p>ア 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。</p> <p>評価に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」の第1期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和元年度～令和4年度）において設定している指標により実施します。</p> <p>なお、政策推進プランは令和4年度までを計画期間としていることから、次期アクションプランが策定された時点で、指標や目標値等を置き換えることとします。</p>	<p>シ 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。</p> <p>シ 評価に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」の第2期アクションプラン「政策推進プラン」（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標により実施します。</p> <p>シ なお、政策推進プランは令和8年度までを計画期間としていることから、次期アクションプランが策定された時点で、指標や目標値等を置き換えることとします。</p>	時点修正

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

## 改正の趣旨

- こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。以下「子子法等改正法」）が第213回国会において成立した。
- 子子法等改正法において、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら2事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたほか、特定教育・保育施設における職員の処遇等の経営情報の公表することとされた。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」）が令和6年4月より施行され、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定された。
- これらの改正を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

## 改正案の概要

### 1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→子子法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準（※）を設定する。

### 2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

### 3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

### 4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

### 5. 産後ケアに関する事業の追加

→地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

### ○ その他所要の改正

→その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う

※ より丁寧な説明について手引きにおいてお示しする予定。

・根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項

・子ども・子育て支援法等一部改正法による改正のうち令和7年4月1日施行の改正に対応するため、本年9月頃を目途に公布し、令和7年4月1日に施行することとする。

## 4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

### 概要

- 改正法において、経営情報の継続的な見える化が規定された。このため、基本指針において、所要の改正を行う。

### 改正案

#### ① 経営情報の継続的な見える化について、所要の箇所に規定する

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

2 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。以下同じ。）の公表に関する事項

教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法第三章第一節第四款の規定による教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

## 放課後の子どもの居場所に係る県の推進方針（2024～2028）

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室  
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課

### 1 方針の目的

国「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月発出）、いわて県民計画（2019～2028）、いわて子どもプラン及び岩手県子ども・子育て支援事業支援計画を踏まえ、県保健福祉部と県教育委員会が連携し、本県の子どもたちの放課後の安全・安心な居場所の充実を目指す推進方針を示すもの。

原則として県内全ての小学校区において、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所を設置することを目指すとともに、事業内容の一層の充実に向けた取組を推進する。

### 2 推進の重点

（1）放課後子供教室、放課後児童クラブ等の放課後の居場所づくりを推進する。

※「公的な居場所設置率」・・・ 小学校・義務教育学校区内における、放課後子供教室、放課後児童クラブ、児童館等、児童の何らかの公的な居場所を設置している割合。（母数は小学校・義務教育学校数）  
【設置率の目標値】

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
目標値%	97.8	98.3	98.8	98.8	98.8	98.8
実績値%	98.5					

#### ○ 目標値設定の考え方

基本的に全ての小学校区設置を目指すもの。R5年度未設置小学校区のほとんどが小規模校で今後は統廃合が考えられることから、市町村の実情に応じて設置を促すもの。

年間0.5%ずつの上昇を目指すこととするが、放課後子供教室及び放課後児童クラブ等の公的な居場所以外で放課後の子どもの居場所を確保できる環境を有する市町村を考慮し、令和7年度以降は目標値を98.8%で維持することを目指すもの。

（2）希望する全ての児童を対象とすることから、特別な配慮を必要とする子どもに対する関係者の対応力を一層高めることに取り組む。

#### ○ 放課後の子どもの居場所指導者研修会（年3回）の充実

（3）豊かな体験活動の充実を図る。

○ 地域における体験活動及び交流活動の促進に向け、放課後子供教室、放課後児童クラブ及び児童館等による遊び体験の充実を図る。

○ 伝承文化の体験を通じ、地域行事への参加等による地域との交流活動を促進する。

### 3 推進の体制

（1）岩手県放課後の子どもの居場所推進会議

ア 県における学校、家庭及び地域の相互の連携による総合的な教育支援活動の促進について協議する「岩手県学校・家庭・地域の連携・協働による教育活動促進会議」をこれにあてる。

イ 事務局は、アドバイザーに意見聴取の上、推進方針の検討、放課後児童クラブ等の従事者及び放課後子供教室の参画者の資質向上のための研修会の企画、事業実施後の検証・評価等を行う

ウ アドバイザーは、学校教育関係者や青少年育成関係者、PTA、放課後児童クラブ関係者、学識経験者等で構成する。

（2）保健福祉部及び教育委員会の連携

ア 岩手県放課後の子どもの居場所推進会議の事務局として、各種研修の企画・実施等を行う。

イ 定期的に連絡会を開催し、情報共有を図る。

ウ 体験活動の充実を促すため、放課後子供教室及び放課後児童クラブ等の事例を「まなびネットいわて」（HP）に掲載し、普及を図る。

#### 4 具体的な推進方策（令和6年度）

- (1) 推進会議の開催（年2回 7月、1月）
- (2) アドバイザーによる推進状況調査（年複数回）
- (3) 保健福祉部と教育委員会の連携による事業の開催
  - ア 指導者の資質向上に資する研修
    - (ア) 放課後の子どもの居場所指導者研修会（年3回）  
放課後児童クラブ、放課後子供教室等、放課後の子どもの居場所に関わる関係者の資質向上を図るための研修
    - (イ) 放課後児童支援員認定資格研修（年4回）※1回(4コマ／日×4日間)×4会場  
放課後児童クラブの従事者又は従事希望者を対象とした放課後児童支援員としての公的な資格を認定するための研修
  - イ 地域人材の確保と資質向上及びネットワーク形成に資する研修
    - (ア) 家庭教育・子育て支援担当者等研修会（年1回）
    - (イ) 子育て・家庭教育相談セミナー（年2回）
- (4) 市町村との連携等
  - ア 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携型又は校内交流型による実施及び余裕教室の活用を促すとともに、地域の実態に応じた事業の実施を働きかける。
  - イ 市町村の現状や課題、要望等を把握し、必要な予算の確保に努める。
  - ウ 先進事例の紹介（放課後子供教室と放課後児童クラブ）や研修会等での情報提供を通じて、特別な支援を必要とする児童への望ましい対応の仕方、豊かな体験活動の実施等の事業内容の充実に向けた支援を行う。

#### 5 その他

- (1) 推進の重点は概ね5年後を目途に検討する。
- (2) 具体的な推進方策は毎年度協議する。

# 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画 (2020~2024)

令和2年3月

岩 手 県

# 目 次

計画策定の趣旨	1
1 区域の設定	1
2 各年度の量の見込みと提供体制、実施時期	2
3 認定こども園の普及	2
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	4
5 実施者・従事者の確保及び資質向上	5
6 専門的な知識・技術を要する支援	6
7 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	7
8 教育・保育情報の公表	8
9 職業生活と家庭生活の両立	8
10 計画期間	9
11 計画の点検及び評価	9
別表 1－1 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（県全域）	11
別表 1－2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（各区域）	12
別表 2 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期	45

## 計画策定の趣旨

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき策定する都道府県計画です。

本計画では、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるものです。

本計画の策定に当たっては、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第3条の基本理念を基本的な考え方としています。

## 1 区域の設定

### (1) 設定区域の趣旨

区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。

### (2) 設定区域の内容

県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。

### (3) 設定区域の状況（区域名）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市  
陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、零石町、葛巻町  
岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町  
山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

## 2 各年度の量の見込みと提供体制、実施時期

(各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 )

### (1) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表1－1及び別表1－2の「量の見込」欄のとおりとします。

なお、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。

### (2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県全域及び設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表1－1及び別表1－2 の「確保の内容」欄のとおりとします。

## 3 認定こども園の普及

(子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)

### (1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表2のとおりとします。

### (2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。

そのため、県は、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対しては、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助

金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。

また、幼保連携型認定こども園は、認可手続きを簡素化した制度改革の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。

### (3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

本県においては、これまで園長等運営管理協議会等、幼稚園と保育所の合同研修を実施してきているところですが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まるところから、同研修の充実に努めます。

### (4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

#### ア 基本的考え方

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児保育事業等）は、子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て家庭を対象に、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業であり、住民のニーズに応じた適切な事業が実施されることが必要です。

#### イ 推進方策

各々の子どもや子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を推進していきます。

また、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図っていきます。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターの体制整備、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。

### (5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

#### ア 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。

特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

#### **イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策**

幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。

県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

## **4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施**

### **(子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携)**

子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、市町村が実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等に際し、県が保有する施設等の情報の共有等を通じて、その取組を支援します。

## 5 実施者・従事者の確保及び資質向上

(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上)

### (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。

県は「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、保育所と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。

また、保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備等に必要な費用の貸付を行います。

さらに、職員給与の改善等処遇改善を図り、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。

加えて、県内の保育士養成施設及び公共職業安定所等との連絡会議を通じ、相互の連携を図り就業の促進に努めます。

幼保連携認定こども園に従事する保育教諭については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが必要であることから、令和6年度まで期間が延長された片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置について、対象者に周知を行うなど、その免許又は資格の取得を促進していきます。

また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保に向けた資格取得のために必要な研修に取り組みます。

### (2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
保育教諭・保育士	6,856	6,960	6,982	7,013	7,104
幼稚園教諭	643	629	615	602	589
地域型保育事業従事者	102	106	109	112	117

### (3) 資質の向上のために講ずる措置

特定教育・保育施設に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。また、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上については、放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施するとともに、市町村が実施する研修等の支援を行います。

## 6 専門的な知識・技術を要する支援

(子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携)

### (1) 児童虐待防止対策の充実

すべての子どもが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援、児童相談所の体制・専門性強化、関係機関との連携に努めるなど、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援体制の充実に向けた取組を推進します。

### (2) 社会的養護体制の充実

家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境で養育されよう「社会的養育推進計画」に基づき、子どもの権利擁護、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化や高機能化及び多機能化、施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進等の取組を推進します。

### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を目指し、「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、相談機能や就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実や被災遭児孤児の家庭の支援の充実に向けて、市町村等の関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援

を推進します。

#### (4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、「子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を、市町村等の関係機関と連携して、総合的に推進します。

#### (5) 障がい児施策の充実等

障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や地域支援体制の整備、相談支援の提供体制の確保を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。

障がい児の通所支援、在宅支援の体制整備に当たっては、認定こども園、幼稚園及び保育所や、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との連携を図ります。

障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。

### 7 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

#### 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

ア 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、関係市町村と調整を行います。

イ 県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

この調整の方法は、以下のとおりとします。

- (ア) 調整を必要とする市町村は、県に調整を求める文書を提出します。
- (イ) 県は、要請に基づき関係市町村と協議、調整を行います。

## 8 教育・保育情報の公表

県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法人や特定教育・保育施設の基本情報について県ホームページを通じ公表します。

## 9 職業生活と家庭生活の両立

(労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携)

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ア 各種セミナーの開催等により「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の普及啓発に努めます。
- イ 関係機関と連携し、育児休暇や子どもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の表彰、認証等を行います。
- ウ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育所の運営費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。

また、3歳未満の待機児童を解消するため、小規模保育事業をはじめとする地域型

保育事業の活用を促進します。

保育士の確保については、処遇改善など勤労環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付等により、人材の確保に努めます。

県は放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。

## 10 計画期間

### (岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間)

本計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

## 11 計画の点検及び評価

### (岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価)

ア 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。

評価に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」の第1期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和元年度～令和4年度）において設定している指標により実施します。

なお、政策推進プランは令和4年度までを計画期間としていることから、次期アクションプランが策定された時点で、指標や目標値等を置き換えることとします。

#### ○ 「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランにおける指標

##### 1. いわて幸福関連指標

指標名	現状値（H29）	目標値（R4）
待機児童数（4月1日時点）（人）	178	0

※ いわて幸福関連指標のうち、本計画と特に関連の強い政策項目であるNo.6「安心して子どもを生み育てられる環境をつくります」に係る1指標を記載。

## 2. 具体的推進方策指標

施策の具体的推進項目	指標名	現状値 (H29)	目標値			(参考)「いわて県民計画2019～2028」政策推進プラン」	
			(R2)	(R3)	(R4)	政策分野	政策項目
<b>2 各年度の量の見込と提供体制、実施時期</b>							
(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	保育を必要とする子どもに係る利用定員(4月1日時点)(人)	30,716	32,128	32,546	32,970	II 家族・子育て	6
<b>3 認定こども園の普及</b>							
(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	保育を必要とする子どもに係る利用定員(4月1日時点)(人)【再掲】 放課後児童クラブ設置数(5月1日時点)(箇所)	30,716 368	32,128 419	32,546 437	32,970 456	II 家族・子育て	6
<b>5 實施者・従事者の確保及び資質向上</b>							
(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保	保育士・保育所支援センターマッチング件数(件)【累計】	115	265	408	558	II 家族・子育て	6
<b>6 専門的な知識・技術を要する支援</b>							
(1) 児童虐待防止対策の充実	児童福祉司1人当たりケース数(ケース)	54.8	45.9	43.0	40.0	II 家族・子育て	6
(2) 社会的養護体制の充実	里親等委託率(%)	22.6	26.2	27.4	28.6	II 家族・子育て	6
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	離職者等を対象とした職業訓練の女性受講者の就職率(%)	(H28) 79.7	(H30) 84.0	(R1) 84.0	(R2) 84.0	IV仕事・収入	31
	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)	11	24	29	33	II 家族・子育て	6
(4) 子どもの貧困対策の推進	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率(%)	(H28) 91.5	(R1) 95.2	(R2) 96.2	(R3) 97.2	II 家族・子育て	6
	学習支援事業に取り組む市町村数(市町村)	—	27	30	33	II 家族・子育て	6
	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)【再掲】	11	24	29	33	II 家族・子育て	6
(5) 障害児施策の充実等	児童発達支援センターの設置数(設置数)【累計】 発達障がい者支援センター等の関係機関への助言(件)	3 124	15 170	16 180	17 190	II 家族・子育て	6
<b>9 職業生活と家庭生活の両立</b>							
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数(事業者)【累計】 岩手働き方改革推進運動参加事業者数(事業者)【累計】	65 128	215 600	265 800	315 1,000	II 家族・子育て	6 31
	離職者等を対象とした職業訓練の女性受講者の就職率(%)【再掲】	(H28) 79.7	(H30) 84.0	(R1) 84.0	(R2) 84.0	IV仕事・収入	31
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	保育を必要とする子どもに係る利用定員(4月1日時点)(人)【再掲】 保育士・保育所支援センターマッチング件数(件)【累計】【再掲】 放課後児童クラブ設置数(5月1日時点)(箇所)【再掲】	30,716 115 368	32,128 265 419	32,546 408 437	32,970 558 456	II 家族・子育て	6 6 6

※ 具体的推進方策指標のうち、本計画と特に関連する指標を記載。

イ 市町村で認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、市町村の定めた量の見込みと大きく乖離するなどにより、市町村が計画を見直した場合にあっては、県はその見直し状況を踏まえ必要な場合には県計画の見直しを行います。

別表1－1

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 1 県全域

(単位：人)

区域	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県全域	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	6,420	6,224	6,052	5,915	5,777
		②確保の内容 ※1	12,524	12,362	12,267	12,198	12,148
		特定教育・保育施設	7,758	7,794	7,880	7,892	7,858
		1 確認を受けない幼稚園	2,523	2,414	2,213	2,127	2,125
		号 上記以外の確保方策	60	60	60	60	60
		小計	10,341	10,268	10,153	10,079	10,043
		特定教育・保育施設	1,382	1,424	1,440	1,446	1,427
		2 確認を受けない幼稚園	801	670	674	673	678
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	2,183	2,094	2,114	2,119	2,105
		(②-①)	6,104	6,138	6,215	6,283	6,371
		(②-A) -① ※2	3,921	4,044	4,101	4,164	4,266
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	①量の見込み	19,173	18,748	18,449	18,122	17,930
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	2,242	2,199	2,180	2,148	2,134
		上記以外	16,931	16,549	16,269	15,974	15,796
		②確保の内容	19,065	19,147	19,096	19,095	19,086
		特定教育・保育施設	18,658	18,722	18,671	18,670	18,661
		認可外保育施設 ※3	310	310	310	310	310
		上記以外の確保方策 ※4	97	115	115	115	115
		(②-①)	▲ 108	399	647	973	1,156
		(②+A) -① ※5	2,075	2,493	2,761	3,092	3,261
		(②-①)	490	704	900	1,129	1,392
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	14,223	14,158	14,036	13,846	13,661
		②確保の内容	14,713	14,862	14,936	14,975	15,053
		特定教育・保育施設	13,044	13,123	13,190	13,225	13,245
		特定地域型保育事業	1,400	1,440	1,447	1,451	1,509
		認可外保育施設 ※3	73	73	73	73	73
		上記以外の確保方策 ※4	196	226	226	226	226
		(②-①)	490	704	900	1,129	1,392
		①量の見込み	3,695	3,669	3,647	3,609	3,567
		②確保の内容	3,727	3,774	3,808	3,817	3,846
		特定教育・保育施設	3,229	3,252	3,281	3,286	3,297
		特定地域型保育事業	425	437	442	446	464
		認可外保育施設 ※3	18	18	18	18	18
		上記以外の確保方策 ※4	55	67	67	67	67
		(②-①)	32	105	161	208	279
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	10,528	10,489	10,389	10,237	10,094
		②確保の内容	10,986	11,088	11,128	11,158	11,207
		特定教育・保育施設	9,815	9,871	9,909	9,939	9,948
		特定地域型保育事業	975	1,003	1,005	1,005	1,045
		認可外保育施設 ※3	55	55	55	55	55
		上記以外の確保方策 ※4	141	159	159	159	159
		(②-①)	458	599	739	921	1,113
		量の見込みの算定に当たっての考え方	市町村が住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や、今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施し、その結果に基づいて算出した市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みを集計しました。				
		備 考					

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
盛岡市	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	1,611	1,555	1,500	1,447	1,394	
		②確保の内容 ※1	3,247	3,272	3,272	3,272	3,272	
		特定教育・保育施設	1,637	1,651	1,642	1,634	1,625	
		1 確認を受けない幼稚園	726	725	724	723	722	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	2,363	2,376	2,366	2,357	2,347	
		特定教育・保育施設	612	623	629	634	640	
		2 確認を受けない幼稚園	272	273	277	281	285	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	884	896	906	915	925	
		(②-①)	1,636	1,717	1,772	1,825	1,878	
		(②-A) -① ※2	752	821	866	910	953	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	4,842	4,799	4,755	4,711	4,664	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	1,120	1,109	1,098	1,087	1,075	
		上記以外	3,722	3,690	3,657	3,624	3,589	
		②確保の内容	4,217	4,248	4,248	4,248	4,248	
		特定教育・保育施設	4,184	4,215	4,215	4,215	4,215	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	33	33	33	33	33	
		(②-①)	▲ 625	▲ 551	▲ 507	▲ 463	▲ 416	
		(②+A) -① ※5	259	345	399	452	509	
		①量の見込み	3,804	3,772	3,738	3,705	3,668	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	3,517	3,555	3,612	3,650	3,669	
		特定教育・保育施設	2,930	2,949	3,006	3,044	3,044	
		特定地域型保育事業	449	468	468	468	487	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	138	138	138	138	138	
		(②-①)	▲ 287	▲ 217	▲ 126	▲ 55	1	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	1,194	1,189	1,182	1,176	1,167	
		②確保の内容	944	953	971	983	989	
		特定教育・保育施設	761	764	782	794	794	
		特定地域型保育事業	133	139	139	139	145	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	50	50	50	50	50	
		(②-①)	▲ 250	▲ 236	▲ 211	▲ 193	▲ 178	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	2,610	2,583	2,556	2,529	2,501	
		②確保の内容	2,573	2,602	2,641	2,667	2,680	
		特定教育・保育施設	2,169	2,185	2,224	2,250	2,250	
		特定地域型保育事業	316	329	329	329	342	
		認可外保育施設 ※3	88	88	88	88	88	
		上記以外の確保方策 ※4	▲ 37	19	85	138	179	
量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きを参考にしつつ、実際の利用状況等を勘案し、必要な補正を行ったものです。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1－2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
宮古市	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	250	250	250	250	250	
		②確保の内容 ※1	450	450	450	450	450	
		特定教育・保育施設	250	250	250	250	250	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	250	250	250	250	250	
		特定教育・保育施設	200	200	200	200	200	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	200	200	200	200	200	
		(②-①)	200	200	200	200	200	
		(②-A) -① ※2	0	0	0	0	0	
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	①量の見込み	859	859	859	859	859	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	200	200	200	200	200	
		上記以外	659	659	659	659	659	
		②確保の内容	659	659	659	659	659	
		特定教育・保育施設	599	599	599	599	599	
		認可外保育施設 ※3	60	60	60	60	60	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 200	▲ 200	▲ 200	▲ 200	▲ 200	
		(②+A) -① ※5	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
宮古市	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	562	562	562	562	562	
		②確保の内容	562	562	562	562	562	
		特定教育・保育施設	552	552	552	552	552	
		特定地域型保育事業	10	10	10	10	10	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		①量の見込み	228	228	228	228	228	
		②確保の内容	228	228	228	228	228	
		特定教育・保育施設	224	224	224	224	224	
宮古市	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定地域型保育事業	4	4	4	4	4	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		①量の見込み	334	334	334	334	334	
		②確保の内容	334	334	334	334	334	
		特定教育・保育施設	328	328	328	328	328	
		特定地域型保育事業	6	6	6	6	6	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
	量の見込みの算定に当たっての考え方		国の手引きを参考にしつつ、実際の利用状況等を勘案し、必要な補正を行ったものです。					
	備 考							

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大船渡市	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	77	70	69	68	69
		②確保の内容 ※1	120	120	120	120	120
		特定教育・保育施設	100	102	102	102	102
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	100	102	102	102	102
		特定教育・保育施設	20	18	18	18	18
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	20	18	18	18	18
		(②-①)	43	50	51	52	51
		(②-A) -① ※2	23	32	33	34	33
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	594	541	527	518	533
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	20	18	18	18	18
		上記以外	574	523	509	500	515
		②確保の内容	695	695	695	695	695
		特定教育・保育施設	695	695	695	695	695
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	101	154	168	177	162
		(②+A) -① ※5	121	172	186	195	180
		①量の見込み	409	424	413	401	387
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	430	430	430	430	430
		特定教育・保育施設	430	430	430	430	430
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	21	6	17	29	43
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	90	87	85	82	79
		②確保の内容	90	90	90	90	90
		特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	3	5	8	11
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	319	337	328	319	308
		②確保の内容	340	340	340	340	340
		特定教育・保育施設	340	340	340	340	340
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	21	3	12	21	32
	量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きに基づき、推計児童数、保護者に対する利用希望把握調査の結果を踏まえて算定しました。 3号(0歳)については、直近の利用実態等を踏まえ、補正しました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1－2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
花巻市	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	425	415	394	380	359
		②確保の内容 ※1	1,289	1,289	1,174	1,174	1,174
		特定教育・保育施設	324	324	409	409	409
		1 確認を受けない幼稚園	776	788	588	593	592
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	1,100	1,112	997	1,002	1,001
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	189	177	177	172	173
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	189	177	177	172	173
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	(②-①)	864	874	780	794	815
		(②-A) -① ※2	675	697	603	622	642
		①量の見込み	1,487	1,389	1,408	1,370	1,401
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	189	177	177	172	173
		上記以外	1,298	1,212	1,231	1,198	1,228
		②確保の内容	1,425	1,415	1,401	1,401	1,401
		特定教育・保育施設	1,392	1,382	1,368	1,368	1,368
		認可外保育施設 ※3	33	33	33	33	33
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 62	26	▲ 7	31	0
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	(②+A) -① ※5	127	203	170	203	173
		①量の見込み	922	933	911	891	870
		②確保の内容	1,174	1,174	1,173	1,173	1,173
		特定教育・保育施設	954	954	953	953	953
		特定地域型保育事業	175	175	175	175	175
		認可外保育施設 ※3	45	45	45	45	45
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	252	241	262	282	303
		①量の見込み	213	209	204	199	194
		②確保の内容	302	302	304	304	304
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定教育・保育施設	235	235	237	237	237
		特定地域型保育事業	56	56	56	56	56
		認可外保育施設 ※3	11	11	11	11	11
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	89	93	100	105	110
		①量の見込み	709	724	707	692	676
		②確保の内容	872	872	869	869	869
		特定教育・保育施設	719	719	716	716	716
		特定地域型保育事業	119	119	119	119	119
		認可外保育施設 ※3	34	34	34	34	34
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	163	148	162	177	193
	量の見込みの算定に当たっての考え方			1号認定及び2号認定(教育)の量の見込みは、令和元年度の幼稚園・認定こども園の児童数に幼稚園・認定こども園の過去5年間の児童数平均変化率(-3.5%)を乗じて、ニーズ調査に基づく教育・保育の利用希望率(97.85%)を乗じたものです。 2号認定(保育)の補正数値は、3歳児～5歳児の推計児童数(R2・1,954人)から1号認定及び2号認定(教育)のニーズ量を控除し、ニーズ調査に基づく教育・保育の利用希望率(97.85%)を乗じたものです。 3号認定(0歳)の補正数値は、単純算定のニーズ量に、{(100%－母親の育児休業取得割合)十母親の育児休業取得割合×母親の育児休業からの復帰割合}で得た割合を乗じたものです。 3号認定(1・2歳)のニーズ量は、単純算定値を採用しました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1－2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北上市	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	540	520	520	520	520
		②確保の内容 ※1	1,440	1,268	1,288	1,288	1,238
		特定教育・保育施設	380	414	424	424	399
		1 確認を受けない幼稚園	340	220	220	220	220
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	720	634	644	644	619
		特定教育・保育施設	380	414	424	424	399
		2 確認を受けない幼稚園	340	220	220	220	220
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	720	634	644	644	619
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	(②-①)	900	748	768	768	718
		(②-A) -① ※2	180	114	124	124	99
		①量の見込み	1,610	1,600	1,600	1,590	1,590
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	460	450	450	440	440
		上記以外	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
		②確保の内容	1,095	1,240	1,231	1,231	1,256
		特定教育・保育施設	1,095	1,222	1,213	1,213	1,238
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	18	18	18	18
		(②-①)	▲ 515	▲ 360	▲ 369	▲ 359	▲ 334
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	(②+A) -① ※5	205	274	275	285	285
		①量の見込み	1,110	1,130	1,120	1,110	1,100
		②確保の内容	1,053	1,108	1,111	1,111	1,163
		特定教育・保育施設	754	779	782	782	797
		特定地域型保育事業	299	299	299	299	336
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	30	30	30	30
		(②-①)	▲ 57	▲ 22	▲ 9	1	63
		①量の見込み	250	250	250	250	250
		②確保の内容	226	237	236	236	251
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定教育・保育施設	133	132	131	131	134
		特定地域型保育事業	93	93	93	93	105
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	12	12	12	12
		(②-①)	▲ 24	▲ 13	▲ 14	▲ 14	1
		①量の見込み	860	880	870	860	850
		②確保の内容	827	871	875	875	912
		特定教育・保育施設	621	647	651	651	663
		特定地域型保育事業	206	206	206	206	231
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	18	18	18	18
		(②-①)	▲ 33	▲ 9	5	15	62
	量の見込みの算定に当たっての考え方			平成30年度に実施したニーズ調査の結果をもとに、国の作業の手引きに従い算出した結果を、平成30年度及び令和元年度の入所申込の実績を勘案して補正を行いました。 0歳児については、産休・育休の取得状況も踏まえて補正を行いました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
久慈市	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	73	67	63	61	59
		②確保の内容 ※1	95	95	95	95	95
		特定教育・保育施設	95	95	95	95	95
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	95	95	95	95	95
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	22	28	32	34	36
		(②-A) -① ※2	22	28	32	34	36
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	578	530	500	480	470
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0
		上記以外	578	530	500	480	470
		②確保の内容	709	709	709	709	709
		特定教育・保育施設	609	609	609	609	609
		認可外保育施設 ※3	100	100	100	100	100
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	131	179	209	229	239
		(②+A) -① ※5	131	179	209	229	239
		①量の見込み	328	323	312	300	290
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	416	416	416	416	416
		特定教育・保育施設	416	416	416	416	416
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	88	93	104	116	126
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	42	40	39	38	36
		②確保の内容	99	99	99	99	99
		特定教育・保育施設	99	99	99	99	99
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	57	59	60	61	63
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	286	283	273	262	254
		②確保の内容	317	317	317	317	317
		特定教育・保育施設	317	317	317	317	317
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	31	34	44	55	63
	量の見込みの算定に当たっての考え方		①過去3か年の実績から伸び率を算出しました。 ②平成31年度実績と①から令和2年のニーズ推計を算出しました。 ③アンケートから自動算出されたニーズ量推計データの令和2年度との各年度の増減率を②に乗じて令和3年以降の量を算出しました。				
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
遠野市	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	40	40	39	39	37	
		②確保の内容 ※1	70	70	70	70	70	
		特定教育・保育施設	70	70	70	70	70	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	70	70	70	70	70	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	30	30	31	31	33	
		(②-A) -① ※2	30	30	31	31	33	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	399	400	396	383	358	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	399	400	396	383	358	
		②確保の内容	472	452	442	432	422	
		特定教育・保育施設	472	452	442	432	422	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	73	52	46	49	64	
		(②+A) -① ※5	73	52	46	49	64	
		①量の見込み	365	348	346	337	323	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	389	389	389	389	389	
		特定教育・保育施設	383	383	383	383	383	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	6	6	6	6	6	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	24	41	43	52	66	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	104	105	103	101	98	
		②確保の内容	112	112	112	112	112	
		特定教育・保育施設	110	110	110	110	110	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	2	2	2	2	2	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	8	7	9	11	14	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	261	243	243	236	225	
		②確保の内容	277	277	277	277	277	
		特定教育・保育施設	273	273	273	273	273	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	4	4	4	4	4	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	16	34	34	41	52	
量の見込みの算定に当たっての考え方			人口推計を基に近年の入所率の実績から算出した結果に、ニーズ調査の結果により補正しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
一関市	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	642	608	576	545	516	
		②確保の内容 ※1	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	
		特定教育・保育施設	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	548	582	614	645	674	
		(②-A) -① ※2	548	582	614	645	674	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	1,534	1,501	1,471	1,461	1,446	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	1,534	1,501	1,471	1,461	1,446	
		②確保の内容	1,690	1,705	1,705	1,705	1,705	
		特定教育・保育施設	1,650	1,665	1,665	1,665	1,665	
		認可外保育施設 ※3	40	40	40	40	40	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	156	204	234	244	259	
		(②+A) -① ※5	156	204	234	244	259	
		①量の見込み	1,040	1,052	1,063	1,073	1,086	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	
		特定教育・保育施設	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	
		特定地域型保育事業	105	105	105	105	105	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	171	159	148	138	125	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	180	196	206	216	227	
		②確保の内容	283	283	283	283	283	
		特定教育・保育施設	254	254	254	254	254	
		特定地域型保育事業	29	29	29	29	29	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	103	87	77	67	56	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	860	856	857	857	859	
		②確保の内容	928	928	928	928	928	
		特定教育・保育施設	852	852	852	852	852	
		特定地域型保育事業	76	76	76	76	76	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	68	72	71	71	69	
量の見込みの算定に当たっての考え方			平成30年度に実施したニーズ調査の結果をもとに、国の作業の手引きに従い算出した結果を参考にしつつ、実際の利用状況の推移を踏まえて補正しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
陸前高田市	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	5	5	5	5	5	
		②確保の内容 ※1	40	40	40	40	40	
		特定教育・保育施設	40	40	40	40	40	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	40	40	40	40	40	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	35	35	35	35	35	
		(②-A) -① ※2	35	35	35	35	35	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	302	295	285	264	260	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	302	295	285	264	260	
		②確保の内容	316	316	316	316	316	
		特定教育・保育施設	316	316	316	316	316	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	14	21	31	52	56	
		(②+A) -① ※5	14	21	31	52	56	
		①量の見込み	174	171	172	163	159	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	205	205	205	205	205	
		特定教育・保育施設	205	205	205	205	205	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	31	34	33	42	46	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	22	22	25	21	21	
		②確保の内容	51	51	51	51	51	
		特定教育・保育施設	51	51	51	51	51	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	29	29	26	30	30	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	152	149	147	142	138	
		②確保の内容	154	154	154	154	154	
		特定教育・保育施設	154	154	154	154	154	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	2	5	7	12	16	
量の見込みの算定に当たっての考え方			推計人口に各年齢別の入所率を乗じ算出しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
釜石市	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	201	190	192	190	188	
		②確保の内容 ※1	299	299	299	299	299	
		特定教育・保育施設	239	239	239	239	239	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	60	60	60	60	60	
		小計	299	299	299	299	299	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	98	109	107	109	111	
		(②-A) -① ※2	98	109	107	109	111	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	404	380	385	381	377	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	404	380	385	381	377	
		②確保の内容	476	466	456	446	436	
		特定教育・保育施設	476	466	456	446	436	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	72	86	71	65	59	
		(②+A) -① ※5	72	86	71	65	59	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	385	382	374	366	361	
		②確保の内容	341	351	361	371	381	
		特定教育・保育施設	282	292	302	312	322	
		特定地域型保育事業	59	59	59	59	59	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 44	▲ 31	▲ 13	5	20	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	127	124	122	119	118	
		②確保の内容	84	93	103	113	123	
		特定教育・保育施設	69	78	88	98	108	
		特定地域型保育事業	15	15	15	15	15	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 43	▲ 31	▲ 19	▲ 6	5	
		①量の見込み	258	258	252	247	243	
		②確保の内容	257	258	258	258	258	
		特定教育・保育施設	213	214	214	214	214	
		特定地域型保育事業	44	44	44	44	44	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 1	0	6	11	15	
量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きに基づき、推計児童数、保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて算定しました。算定に当たっては、これまでの支給認定の実績値の推移を踏まえて補正を行ったところです。					
備 考			確保の内容のその他について、前計画では保育の欄でカウントしていましたが、保育型児童館の内容を考慮した結果、教育の欄でのカウントとしました。					

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1－2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
二戸市	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	94	93	86	84	83	
		②確保の内容 ※1	163	163	163	163	163	
		特定教育・保育施設	163	163	163	163	163	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	163	163	163	163	163	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	69	70	77	79	80	
		(②-A) -① ※2	69	70	77	79	80	
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	①量の見込み	375	353	342	332	331	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	23	21	21	20	20	
		上記以外	352	332	321	312	311	
		②確保の内容	428	428	428	428	428	
		特定教育・保育施設	418	418	418	418	418	
		認可外保育施設 ※3	10	10	10	10	10	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	53	75	86	96	97	
		(②+A) -① ※5	53	75	86	96	97	
		①量の見込み	308	309	306	304	300	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	354	354	354	354	354	
		特定教育・保育施設	325	325	325	325	325	
		特定地域型保育事業	19	19	19	19	19	
		認可外保育施設 ※3	10	10	10	10	10	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	46	45	48	50	54	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	94	93	93	92	90	
		②確保の内容	99	99	99	99	99	
		特定教育・保育施設	88	88	88	88	88	
		特定地域型保育事業	6	6	6	6	6	
		認可外保育施設 ※3	5	5	5	5	5	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	5	6	6	7	9	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	214	216	213	212	210	
		②確保の内容	255	255	255	255	255	
		特定教育・保育施設	237	237	237	237	237	
		特定地域型保育事業	13	13	13	13	13	
		認可外保育施設 ※3	5	5	5	5	5	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	41	39	42	43	45	
量の見込みの算定に当たっての考え方			女性就業者数の増加を加味しました。 3～5歳児の就園率は、実績値を基に推計児童数の約95%に設定しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1－2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
八幡平市	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	109	103	102	96	95
		②確保の内容 ※1	83	83	83	83	83
		特定教育・保育施設	83	83	83	83	83
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	83	83	83	83	83
		②特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 26	▲ 20	▲ 19	▲ 13	▲ 12
		(②-A) -① ※2	▲ 26	▲ 20	▲ 19	▲ 13	▲ 12
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	①量の見込み	418	414	413	407	406
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	50	50	50	50	50
		上記以外	368	364	363	357	356
		②確保の内容	465	434	434	434	434
		特定教育・保育施設	465	434	434	434	434
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	47	20	21	27	28
		(②+A) -① ※5	47	20	21	27	28
		①量の見込み	272	270	259	257	246
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	259	280	280	280	280
		特定教育・保育施設	230	251	251	251	251
		特定地域型保育事業	29	29	29	29	29
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 13	10	21	23	34
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	69	68	63	62	57
		②確保の内容	61	73	73	73	73
		特定教育・保育施設	52	64	64	64	64
		特定地域型保育事業	9	9	9	9	9
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 8	5	10	11	16
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	203	202	196	195	189
		②確保の内容	198	207	207	207	207
		特定教育・保育施設	178	187	187	187	187
		特定地域型保育事業	20	20	20	20	20
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 5	5	11	12	18
	量の見込みの算定に当たっての考え方			1号については減少傾向にありましたが、幼児教育・保育の無償化により減少しない可能性があるため、同数の見込みとしました。 2号及び3号については、出生数が減少しているため緩やかに量の見込みも比例し減少するとの予測で推計しました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策を別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1－2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
奥州市	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	746	747	725	719	705
		②確保の内容 ※1	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526
		特定教育・保育施設	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	1,526	1,526	1,526	1,526	1,526
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	780	779	801	807	821
		(②-A) -① ※2	780	779	801	807	821
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	①量の見込み	1,727	1,733	1,635	1,605	1,541
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0
		上記以外	1,727	1,733	1,635	1,605	1,541
		②確保の内容	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012
		特定教育・保育施設	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	285	279	377	407	471
		(②+A) -① ※5	285	279	377	407	471
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	1,307	1,265	1,295	1,283	1,272
		②確保の内容	1,486	1,486	1,486	1,486	1,486
		特定教育・保育施設	1,401	1,401	1,401	1,401	1,401
		特定地域型保育事業	85	85	85	85	85
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	179	221	191	203	214
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	298	291	285	277	270
		②確保の内容	355	355	355	355	355
		特定教育・保育施設	327	327	327	327	327
		特定地域型保育事業	28	28	28	28	28
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	57	64	70	78	85
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	1,009	974	1,010	1,006	1,002
		②確保の内容	1,131	1,131	1,131	1,131	1,131
		特定教育・保育施設	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
		特定地域型保育事業	57	57	57	57	57
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	122	157	121	125	129
	量の見込みの算定に当たっての考え方			1号認定については、令和元年10月1日現在の入園児童数をもとに、過去の減少傾向を参考として算出しました。 2号認定については、ニーズ調査の結果をもとに算出しました。 3号認定については、0歳はニーズ調査の結果をもとに数値補正を行って算出し、1・2歳は子育て安心プラン実施計画値を引用し、数値を補正して算出しました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
滝沢市	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	782	778	776	773	774	
		②確保の内容 ※1	905	905	905	905	905	
		特定教育・保育施設	395	395	395	395	395	
		1 確認を受けない幼稚園	510	510	510	510	510	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	905	905	905	905	905	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	123	127	129	132	131	
		(②-A) -① ※2	123	127	129	132	131	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	846	840	836	805	781	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	846	840	836	805	781	
		②確保の内容	892	892	892	892	892	
		特定教育・保育施設	810	810	810	810	810	
		認可外保育施設 ※3	18	18	18	18	18	
		上記以外の確保方策 ※4	64	64	64	64	64	
		(②-①)	46	52	56	87	111	
		(②+A) -① ※5	46	52	56	87	111	
		①量の見込み	745	746	745	746	747	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	746	766	771	774	774	
		特定教育・保育施設	676	676	676	676	676	
		特定地域型保育事業	0	20	25	28	28	
		認可外保育施設 ※3	12	12	12	12	12	
		上記以外の確保方策 ※4	58	58	58	58	58	
		(②-①)	1	20	26	28	27	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	164	165	169	171	172	
		②確保の内容	168	173	178	181	181	
		特定教育・保育施設	163	163	163	163	163	
		特定地域型保育事業	0	5	10	13	13	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	5	5	5	5	5	
		(②-①)	4	8	9	10	9	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	581	581	576	575	575	
		②確保の内容	578	593	593	593	593	
		特定教育・保育施設	513	513	513	513	513	
		特定地域型保育事業	0	15	15	15	15	
		認可外保育施設 ※3	12	12	12	12	12	
		上記以外の確保方策 ※4	53	53	53	53	53	
		(②-①)	▲ 3	12	17	18	18	
量の見込みの算定に当たっての考え方			ニーズ調査の結果及び人口推計に基づいて算出しました。 現状と乖離が著しいものについては、子育てあんしんプランの見込みとで調整し、平均値で算出しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
零石町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	25	23	21	19	19	
		②確保の内容 ※1	60	50	50	50	50	
		特定教育・保育施設	60	50	50	50	50	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	60	50	50	50	50	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	35	27	29	31	31	
		(②-A) -① ※2	35	27	29	31	31	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	287	271	248	231	227	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	18	17	16	14	14	
		上記以外	269	254	232	217	213	
		②確保の内容	246	246	246	246	246	
		特定教育・保育施設	226	226	226	226	226	
		認可外保育施設 ※3	20	20	20	20	20	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 41	▲ 25	▲ 2	15	19	
		(②+A) -① ※5	▲ 41	▲ 25	▲ 2	15	19	
		(②-①)	▲ 11	▲ 6	0	7	13	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	200	195	189	182	176	
		②確保の内容	189	189	189	189	189	
		特定教育・保育施設	179	179	179	179	179	
		特定地域型保育事業	10	10	10	10	10	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 11	▲ 6	0	7	13	
		①量の見込み	62	59	58	56	53	
		②確保の内容	54	54	54	54	54	
		特定教育・保育施設	51	51	51	51	51	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定地域型保育事業	3	3	3	3	3	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 8	▲ 5	▲ 4	▲ 2	1	
		①量の見込み	138	136	131	126	123	
		②確保の内容	135	135	135	135	135	
		特定教育・保育施設	128	128	128	128	128	
		特定地域型保育事業	7	7	7	7	7	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 3	▲ 1	4	9	12	
量の見込みの算定に当たっての考え方			ニーズ調査によるデータを参考とし、人口推移による算出を行いました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
葛巻町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	3	2	2	2	2	
		②確保の内容 ※1	3	2	2	2	2	
		特定教育・保育施設	3	2	2	2	2	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	3	2	2	2	2	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-A) -① ※2	0	0	0	0	0	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	64	61	58	59	55	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	64	61	58	59	55	
		②確保の内容	64	61	58	59	55	
		特定教育・保育施設	64	61	58	59	55	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②+A) -① ※5	0	0	0	0	0	
		①量の見込み	30	26	28	28	28	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	30	26	28	28	28	
		特定教育・保育施設	30	26	28	28	28	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	4	4	4	4	4	
		②確保の内容	4	4	4	4	4	
		特定教育・保育施設	4	4	4	4	4	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	26	22	24	24	24	
		②確保の内容	26	22	24	24	24	
		特定教育・保育施設	26	22	24	24	24	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
量の見込みの算定に当たっての考え方			現在の住民基本台帳上の人数に、年間見込み出生数を足し、その数に利用率を乗じて見込み量を算出しました。 また、1号認定については、ここ数年の利用状況を加味し、算出しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1－2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
岩手町	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	15	15	13	13	12	
		②確保の内容 ※1	36	36	36	36	36	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		1 確認を受けない幼稚園	36	36	36	36	36	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	36	36	36	36	36	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	21	21	23	23	24	
		(②-A) -① ※2	21	21	23	23	24	
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	①量の見込み	169	163	151	142	137	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	16	15	14	13	13	
		上記以外	153	148	137	129	124	
		②確保の内容	185	185	185	185	185	
		特定教育・保育施設	185	185	185	185	185	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	16	22	34	43	48	
		(②+A) -① ※5	16	22	34	43	48	
		①量の見込み	138	136	128	118	113	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	146	146	146	146	146	
		特定教育・保育施設	146	146	146	146	146	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	8	10	18	28	33	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	40	40	39	35	34	
		②確保の内容	40	40	40	40	40	
		特定教育・保育施設	40	40	40	40	40	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	1	5	6	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	98	96	89	83	79	
		②確保の内容	106	106	106	106	106	
		特定教育・保育施設	106	106	106	106	106	
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設 ※3						
		上記以外の確保方策 ※4						
		(②-①)	8	10	17	23	27	
量の見込みの算定に当たっての考え方			アンケートにより算出したニーズ量であるため、今後、実績等の数値の踏まえ、検討するため、変更する可能性があります。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策を別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紫波町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	287	254	238	239	237
		②確保の内容 ※1	511	510	510	441	441
		特定教育・保育施設	330	330	330	350	350
		1 確認を受けない幼稚園	135	135	135	45	45
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	465	465	465	395	395
		特定教育・保育施設	46	45	45	46	46
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	46	45	45	46	46
		(②-①)	224	256	272	202	204
		(②-A) -① ※2	178	211	227	156	158
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	435	455	465	476	477
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	46	45	45	46	46
		上記以外	389	410	420	430	431
		②確保の内容	461	461	461	481	481
		特定教育・保育施設	461	461	461	481	481
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	26	6	▲ 4	5	4
		(②+A) -① ※5	72	51	41	51	50
		①量の見込み	358	358	352	343	336
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	359	359	359	354	354
		特定教育・保育施設	285	285	285	280	280
		特定地域型保育事業	74	74	74	74	74
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	1	1	7	11	18
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	63	61	60	58	57
		②確保の内容	84	84	84	69	69
		特定教育・保育施設	63	63	63	48	48
		特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	21	23	24	11	12
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	295	297	292	285	279
		②確保の内容	275	275	275	285	285
		特定教育・保育施設	222	222	222	232	232
		特定地域型保育事業	53	53	53	53	53
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 20	▲ 22	▲ 17	0	6
	量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きに基づき、推計児童数、保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて算定しました。算定にあたっては、宅地開発の状況、過去の支給認定の実績値及び女性の就業率の推移、併せて0歳児に関しては育児休業の状況を勘案し補正しました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
矢巾町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	134	134	130	128	126
		②確保の内容 ※1	150	150	150	150	150
		特定教育・保育施設	150	150	150	150	150
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	150	150	150	150	150
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	16	16	20	22	24
		(②-A) -① ※2	16	16	20	22	24
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	557	556	539	530	521
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	25	25	24	24	23
		上記以外	532	531	515	506	498
		②確保の内容	553	553	553	553	553
		特定教育・保育施設	553	553	553	553	553
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 4	▲ 3	14	23	32
		(②+A) -① ※5	▲ 4	▲ 3	14	23	32
		(②-①)	▲ 16	▲ 9	▲ 1	8	19
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	462	455	447	438	427
		②確保の内容	446	446	446	446	446
		特定教育・保育施設	417	417	417	417	417
		特定地域型保育事業	29	29	29	29	29
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 16	▲ 9	▲ 1	8	19
		①量の見込み	119	115	113	111	107
		②確保の内容	111	111	111	111	111
		特定教育・保育施設	103	103	103	103	103
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定地域型保育事業	8	8	8	8	8
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 8	▲ 4	▲ 2	0	4
		①量の見込み	343	340	334	327	320
		②確保の内容	335	335	335	335	335
		特定教育・保育施設	314	314	314	314	314
		特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 8	▲ 5	1	8	15
	量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きに基づき、推計児童数、保護者に対する利用希望把握調査の結果を踏まえて算定しました。算定に当たっては、子育て安心プラン実施計画、待機児童数の推移及び育児休業の取得状況と、1歳未満で職場復帰をする傾向や育休中に離職する傾向を踏まえて補正を行いました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西和賀町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	2	2	2	2	2
		②確保の内容 ※1	2	2	2	2	2
		特定教育・保育施設	2	2	2	2	2
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	2	2	2	2	2
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	0	0	0	0
		(②-A) -① ※2	0	0	0	0	0
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	72	71	66	65	61
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0
		上記以外	72	71	66	65	61
		②確保の内容	72	71	66	65	61
		特定教育・保育施設	72	71	66	65	61
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	0	0	0	0
		(②+A) -① ※5	0	0	0	0	0
		①量の見込み	56	53	50	45	43
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	56	53	50	45	43
		特定教育・保育施設	56	53	50	45	43
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	0	0	0	0
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	15	12	12	11	10
		②確保の内容	15	12	12	11	10
		特定教育・保育施設	15	12	12	11	10
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	0	0	0	0
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	41	41	38	34	33
		②確保の内容	41	41	38	34	33
		特定教育・保育施設	41	41	38	34	33
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	0	0	0	0
	量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きに基づき、推計児童数、保護者に対する利用希望把握調査の結果を踏まえ、実績値と量の見込みを比較し算定を行いました。 3号認定については、平成30年度の認定実績(66.6%)を推計人口に反映させ補正を行いました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金ヶ崎町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	105	105	105	103	101
		②確保の内容 ※1	310	310	310	310	310
		特定教育・保育施設	186	186	186	186	186
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	186	186	186	186	186
		特定教育・保育施設	124	124	124	124	124
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	124	124	124	124	124
		(②-①)	205	205	205	207	209
		(②-A) -① ※2	81	81	81	83	85
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	245	245	248	248	251
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0
		上記以外	245	245	248	248	251
		②確保の内容	253	253	253	253	253
		特定教育・保育施設	253	253	253	253	253
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	8	8	5	5	2
		(②+A) -① ※5	132	132	129	129	126
		①量の見込み	212	213	215	216	218
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	212	213	215	216	218
		特定教育・保育施設	180	180	180	180	180
		特定地域型保育事業	32	33	35	36	38
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	0	0	0	0
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	52	53	53	54	54
		②確保の内容	52	53	53	54	54
		特定教育・保育施設	45	45	45	45	45
		特定地域型保育事業	7	8	8	9	9
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	0	0	0	0
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	160	160	162	162	164
		②確保の内容	160	160	162	162	164
		特定教育・保育施設	135	135	135	135	135
		特定地域型保育事業	25	25	27	27	29
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	0	0	0	0
	量の見込みの算定に当たっての考え方		対象年齢の人口推計と教育・保育のニーズ調査から算出されたサービスの利用意向、教育・保育施設の配置・利用状況、保護者の就労状況及び地域の実情などを考慮しました。				
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平泉町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	25	24	23	23	23
		②確保の内容 ※1	90	90	90	90	90
		特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	90	90	90	90	90
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	65	66	67	67	67
		(②-A) -① ※2	65	66	67	67	67
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	127	125	122	122	122
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	21	20	19	19	19
		上記以外	106	105	103	103	103
		②確保の内容	145	145	145	145	145
		特定教育・保育施設	145	145	145	145	145
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	18	20	23	23	23
		(②+A) -① ※5	18	20	23	23	23
		①量の見込み	80	78	76	76	76
平泉町	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	81	81	81	81	81
		特定教育・保育施設	81	81	81	81	81
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	1	3	5	5	5
		①量の見込み	20	19	18	18	18
		②確保の内容	21	21	21	21	21
		特定教育・保育施設	21	21	21	21	21
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
平泉町	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	1	2	3	3	3
		①量の見込み	60	59	58	58	58
		②確保の内容	60	60	60	60	60
		特定教育・保育施設	60	60	60	60	60
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	1	2	2	2
備考	量の見込みの算定に当たっての考え方	国の手引きに基づき、推計児童数、ニーズ調査結果を踏まえ算出（剥離がある場合は、実績値の推移により補正）しました。					
	備考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
住田町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	0	0	0	0	0	
		②確保の内容 ※1	0	0	0	0	0	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-A) -① ※2	0	0	0	0	0	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	64	62	63	63	63	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	64	62	63	63	63	
		②確保の内容	65	65	65	65	65	
		特定教育・保育施設	65	65	65	65	65	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	1	3	2	2	2	
		(②+A) -① ※5	1	3	2	2	2	
		①量の見込み	50	55	53	53	53	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	54	57	57	57	57	
		特定教育・保育施設	54	57	57	57	57	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	4	2	4	4	4	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	12	15	15	15	15	
		②確保の内容	12	15	15	15	15	
		特定教育・保育施設	12	15	15	15	15	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	38	40	38	38	38	
		②確保の内容	42	42	42	42	42	
		特定教育・保育施設	42	42	42	42	42	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	4	2	4	4	4	
量の見込みの算定に当たっての考え方			子ども・子育て支援計画におけるニーズ調査結果及び、既存の人口推計、前年度までの実績を元に算定しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1－2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大槌町	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	①量の見込み	74	71	71	68	67
		②確保の内容 ※1	94	104	104	104	104
		特定教育・保育施設	94	104	104	104	104
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	94	104	104	104	104
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	20	33	33	36	37
		(②-A) -① ※2	20	33	33	36	37
	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	①量の見込み	181	170	170	167	162
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0
		上記以外	181	170	170	167	162
		②確保の内容	175	175	175	175	175
		特定教育・保育施設	175	175	175	175	175
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 6	5	5	8	13
		(②+A) -① ※5	▲ 6	5	5	8	13
		①量の見込み	135	131	127	124	122
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	130	130	130	130	130
		特定教育・保育施設	115	115	115	115	115
		特定地域型保育事業	15	15	15	15	15
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 5	▲ 1	3	6	8
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	26	25	25	24	24
		②確保の内容	25	25	25	25	25
		特定教育・保育施設	22	22	22	22	22
		特定地域型保育事業	3	3	3	3	3
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 1	0	0	1	1
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	109	106	102	100	98
		②確保の内容	105	105	105	105	105
		特定教育・保育施設	93	93	93	93	93
		特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	▲ 4	▲ 1	3	5	7
	量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引に基づき、推計児童数、保護者に対するニーズ調査の結果から算出し、これまでの利用量の実績値を踏まえ、必要な調整を加え補正を行いました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
山田町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	50	49	49	47	43	
		②確保の内容 ※1	95	95	95	95	95	
		特定教育・保育施設	95	95	95	95	95	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	95	95	95	95	95	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	45	46	46	48	52	
		(②-A) -① ※2	45	46	46	48	52	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	137	137	135	129	119	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	22	22	21	20	19	
		上記以外	115	115	114	109	100	
		②確保の内容	263	263	263	263	263	
		特定教育・保育施設	263	263	263	263	263	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	126	126	128	134	144	
		(②+A) -① ※5	126	126	128	134	144	
		①量の見込み	123	111	108	105	101	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	149	149	149	149	149	
		特定教育・保育施設	149	149	149	149	149	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	26	38	41	44	48	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	37	36	35	34	34	
		②確保の内容	36	36	36	36	36	
		特定教育・保育施設	36	36	36	36	36	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 1	0	1	2	2	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	86	75	73	71	67	
		②確保の内容	113	113	113	113	113	
		特定教育・保育施設	113	113	113	113	113	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	27	38	40	42	46	
量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きに基づき、推計児童数、保護者に対する利用希望把握調査の結果を踏まえて算定しました。特に利用ニーズが増加傾向にある0歳児については、これまでの支給認定の実績値の推移を踏まえて補正しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
岩泉町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	28	28	28	25	26	
		②確保の内容 ※1	43	43	43	43	43	
		特定教育・保育施設	43	43	43	43	43	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	43	43	43	43	43	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	15	15	15	18	17	
		(②-A) -① ※2	15	15	15	18	17	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	135	136	138	124	126	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	135	136	138	124	126	
		②確保の内容	137	137	137	137	137	
		特定教育・保育施設	117	117	117	117	117	
		認可外保育施設 ※3	20	20	20	20	20	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	2	1	▲ 1	13	11	
		(②+A) -① ※5	2	1	▲ 1	13	11	
		(②-①)	▲ 2	▲ 4	▲ 1	2	5	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	92	94	91	88	85	
		②確保の内容	90	90	90	90	90	
		特定教育・保育施設	80	80	80	80	80	
		特定地域型保育事業	10	10	10	10	10	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 2	▲ 4	▲ 1	2	5	
		①量の見込み	21	20	20	19	17	
		②確保の内容	24	24	24	24	24	
		特定教育・保育施設	14	14	14	14	14	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定地域型保育事業	10	10	10	10	10	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	3	4	4	5	7	
		①量の見込み	71	74	71	69	68	
		②確保の内容	66	66	66	66	66	
		特定教育・保育施設	66	66	66	66	66	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 5	▲ 8	▲ 5	▲ 3	▲ 2	
	量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きに基づき、推計児童数、保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて算定しました。算定に当たっては、これまでの支給認定の実績値の推移や女性の就業率の動向、0歳児の育児休業の取得状況も踏まえて補正を行いました。				
	備 考							

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
田野畠村	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	0	0	0	0	0	
		②確保の内容 ※1	0	0	0	0	0	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-A) -① ※2	0	0	0	0	0	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	51	51	43	39	42	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	8	8	7	6	7	
		上記以外	43	43	36	33	35	
		②確保の内容	65	65	65	65	65	
		特定教育・保育施設	65	65	65	65	65	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	14	14	22	26	23	
		(②+A) -① ※5	14	14	22	26	23	
		(②-①)	▲ 4	▲ 5	▲ 11	▲ 12	▲ 11	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	28	29	35	36	35	
		②確保の内容	24	24	24	24	24	
		特定教育・保育施設	24	24	24	24	24	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 4	▲ 5	▲ 11	▲ 12	▲ 11	
		①量の見込み	13	14	14	14	13	
		②確保の内容	6	6	6	6	6	
		特定教育・保育施設	6	6	6	6	6	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定地域型保育事業		0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	▲ 7	▲ 8	▲ 8	▲ 8	▲ 7	
		①量の見込み	15	15	21	22	22	
		②確保の内容	18	18	18	18	18	
		特定教育・保育施設	18	18	18	18	18	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	3	3	▲ 3	▲ 4	▲ 4	
量の見込みの算定に当たっての考え方			ニーズ調査の結果に基づき算定しました。					
備 考			当村では1号認定が利用する施設がないため、1号認定の該当はありませんが、保育型の児童館があり、当村としては1号認定相当と考えています。当村の計画にはニーズ調査から得られた児童館の量の見込みも掲載していますが、本表には掲載していません。					

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策を別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域(33区域)

(単位:人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
普代村	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	10	10	10	10	10	
		②確保の内容 ※1	25	25	25	25	25	
		特定教育・保育施設	25	25	25	25	25	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	25	25	25	25	25	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	15	15	15	15	15	
		(②-A) -① ※2	15	15	15	15	15	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	29	29	29	29	29	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	29	29	29	29	29	
		②確保の内容	29	29	29	29	29	
		特定教育・保育施設	29	29	29	29	29	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②+A) -① ※5	0	0	0	0	0	
		(②-①)	3	3	3	3	3	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	23	23	23	23	23	
		②確保の内容	26	26	26	26	26	
		特定教育・保育施設	26	26	26	26	26	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	3	3	3	3	3	
		①量の見込み	3	3	3	3	3	
		②確保の内容	3	3	3	3	3	
		特定教育・保育施設	3	3	3	3	3	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		①量の見込み	20	20	20	20	20	
		②確保の内容	23	23	23	23	23	
		特定教育・保育施設	23	23	23	23	23	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	3	3	3	3	3	
量の見込みの算定に当たっての考え方			村の実情を踏まえた推計により算定しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
軽米町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	20	20	20	20	18	
		②確保の内容 ※1	50	50	50	50	50	
		特定教育・保育施設	50	50	50	50	50	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	50	50	50	50	50	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	30	30	30	30	32	
		(②-A) -① ※2	30	30	30	30	32	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	91	93	93	92	86	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	91	93	93	92	86	
		②確保の内容	91	93	93	92	86	
		特定教育・保育施設	82	84	84	83	77	
		認可外保育施設 ※3	9	9	9	9	9	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②+A) -① ※5	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	①量の見込み	111	109	106	103	100	
		②確保の内容	111	109	106	103	100	
		特定教育・保育施設	111	109	106	103	100	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	32	31	31	30	29	
		②確保の内容	32	31	31	30	29	
		特定教育・保育施設	32	31	31	30	29	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	79	78	75	73	71	
		②確保の内容	79	78	75	73	71	
		特定教育・保育施設	79	78	75	73	71	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
量の見込みの算定に当たっての考え方			ニーズ量調査の結果を基に算出しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
野田村	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	0	0	0	0	0	
		②確保の内容 ※1	0	0	0	0	0	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		(②-A) -① ※2	0	0	0	0	0	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	85	82	80	88	91	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	85	82	80	88	91	
		②確保の内容	96	96	96	96	96	
		特定教育・保育施設	96	96	96	96	96	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	11	14	16	8	5	
		(②+A) -① ※5	11	14	16	8	5	
		①量の見込み	75	85	87	78	78	
野田村	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	80	91	93	93	93	
		特定教育・保育施設	80	91	93	93	93	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	5	6	6	15	15	
		①量の見込み	26	20	20	20	20	
		②確保の内容	26	26	26	26	26	
		特定教育・保育施設	26	26	26	26	26	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
野田村	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	6	6	6	6	
		①量の見込み	49	65	67	58	58	
		②確保の内容	54	65	67	67	67	
		特定教育・保育施設	54	65	67	67	67	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	5	0	0	9	9	
量の見込みの算定に当たっての考え方			推計児童数及び推計出生数に保育所入所率、入所伸び率を乗じた上で、ニーズ調査の結果を参考に算出しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
九戸村	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	7	6	6	6	6	
		②確保の内容 ※1	15	15	15	15	15	
		特定教育・保育施設	15	15	15	15	15	
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計	15	15	15	15	15	
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0	
		小計 (A)	0	0	0	0	0	
		(②-①)	8	9	9	9	9	
		(②-A) -① ※2	8	9	9	9	9	
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	97	79	72	72	78	
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	0	0	0	0	0	
		上記以外	97	79	72	72	78	
		②確保の内容	110	110	110	110	110	
		特定教育・保育施設	110	110	110	110	110	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	13	31	38	38	32	
		(②+A) -① ※5	13	31	38	38	32	
		①量の見込み	59	68	67	66	65	
九戸村	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	75	75	75	75	75	
		特定教育・保育施設	75	75	75	75	75	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	16	7	8	9	10	
		①量の見込み	12	12	12	12	12	
		②確保の内容	12	12	12	12	12	
		特定教育・保育施設	12	12	12	12	12	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
九戸村	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	0	0	0	0	0	
		①量の見込み	47	56	55	54	53	
		②確保の内容	63	63	63	63	63	
		特定教育・保育施設	63	63	63	63	63	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	
		(②-①)	16	7	8	9	10	
量の見込みの算定に当たっての考え方			家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出しました。					
備 考								

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
洋野町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	32	27	24	21	20
		②確保の内容 ※1	43	30	30	30	30
		特定教育・保育施設	43	30	30	30	30
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	43	30	30	30	30
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	11	3	6	9	10
		(②-A) -① ※2	11	3	6	9	10
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	226	186	171	147	141
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	16	14	12	12	10
		上記以外	210	172	159	135	131
		②確保の内容	287	251	251	251	251
		特定教育・保育施設	287	251	251	251	251
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	61	65	80	104	110
		(②+A) -① ※5	61	65	80	104	110
		①量の見込み	144	136	128	120	113
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	150	149	149	149	149
		特定教育・保育施設	150	149	149	149	149
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	6	13	21	29	36
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	30	30	30	30	30
		②確保の内容	30	31	31	31	31
		特定教育・保育施設	30	31	31	31	31
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	0	1	1	1	1
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	114	106	98	90	83
		②確保の内容	120	118	118	118	118
		特定教育・保育施設	120	118	118	118	118
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	6	12	20	28	35
	量の見込みの算定に当たっての考え方			国の手引きに基づき、推計児童数及びアンケート調査におけるニーズ量から算定したものです。算定にあたっては、これまでの利用実績及び出生数等を勘案し、補正を行いました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表1-2

## 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 各区域（33区域）

(単位：人)

市町村	認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一戸町	1号 (学校教育のみ) (3~5歳)	①量の見込み	8	13	13	12	11
		②確保の内容 ※1	80	80	80	80	80
		特定教育・保育施設	80	80	80	80	80
		1 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計	80	80	80	80	80
		特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
		2 確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		号 上記以外の確保方策	0	0	0	0	0
		小計 (A)	0	0	0	0	0
		(②-①)	72	67	67	68	69
		(②-A) -① ※2	72	67	67	68	69
	2号 (保育の必要性あり) (3~5歳)	①量の見込み	146	142	146	133	125
		学校教育の利用希望の強い2号認定子ども	8	8	8	7	7
		上記以外	138	134	138	126	118
		②確保の内容	217	217	217	217	217
		特定教育・保育施設	217	217	217	217	217
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	71	75	71	84	92
		(②+A) -① ※5	71	75	71	84	92
		①量の見込み	116	116	110	106	98
	3号 (保育の必要性あり) (合計)	②確保の内容	162	162	162	162	162
		特定教育・保育施設	162	162	162	162	162
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	46	46	52	56	64
	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	①量の見込み	33	33	31	29	26
		②確保の内容	38	38	38	38	38
		特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	5	5	7	9	12
	3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	①量の見込み	83	83	79	77	72
		②確保の内容	124	124	124	124	124
		特定教育・保育施設	124	124	124	124	124
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0
		(②-①)	41	41	45	47	52
	量の見込みの算定に当たっての考え方			計画期間における就学前人口等の推計値のほか、ニーズ調査（令和元年12月実施）結果や第1期計画の実績等より算出しました。			
	備 考						

※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策を別計上としていること。

学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上していること。

※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合

※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育所型児童館を含む）

※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園+預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）

※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合

別表2

設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

(単位：箇所)

区域名		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	未定	計
1	盛岡市	4	-	-	-	-	-	4
2	宮古市	-	-	-	-	-	-	-
3	大船渡市	2	2	-	-	-	-	4
4	花巻市	-	2	2	-	-	-	4
5	北上市	-	2	-	-	-	3	5
6	久慈市	-	-	-	-	-	-	-
7	遠野市	-	-	-	-	-	-	-
8	一関市	3	-	-	-	-	-	3
9	陸前高田市	-	-	-	-	-	-	-
10	釜石市	-	-	-	-	-	-	-
11	二戸市	-	-	-	-	-	-	-
12	八幡平市	2	-	-	-	-	-	2
13	奥州市	1	-	-	-	-	5	6
14	滝沢市	1	-	-	-	-	-	1
15	零石町	-	-	-	-	-	1	1
16	葛巻町	-	-	-	-	-	-	-
17	岩手町	-	-	-	-	-	-	-
18	紫波町	-	-	-	1	-	-	1
19	矢巾町	-	-	-	-	-	-	-
20	西和賀町	-	-	-	-	-	-	-
21	金ヶ崎町	2	-	-	-	-	-	2
22	平泉町	-	-	-	-	-	-	-
23	住田町	-	-	-	-	-	-	-
24	大槌町	1	1	-	-	-	1	3
25	山田町	-	1	-	-	-	-	1
26	岩泉町	-	-	-	-	-	-	-
27	田野畠村	-	-	-	-	-	-	-
28	普代村	-	-	-	-	-	-	-
29	軽米町	-	1	-	-	-	-	1
30	野田村	-	-	-	-	-	-	-
31	九戸村	-	-	-	-	-	-	-
32	洋野町	2	1	-	-	-	-	3
33	一戸町	-	-	-	-	-	1	1
県計		18	10	2	1	-	11	42

【算定の考え方】 幼稚園、保育所の意向を踏まえて設定しています。